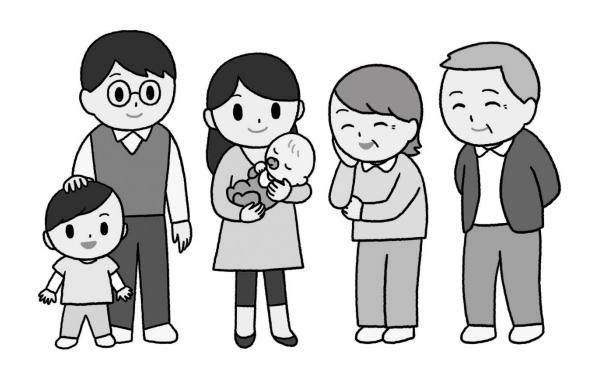
# 第2期南越前町 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月 南越前町

# ごあいさつ

南越前町では、「町民に優しいまちづくり」を、第2次 南越前町総合計画の6つある基本目標のうちの一つとして、 町民みんなが住み慣れたまちで健康に安心して暮らせるまち づくりを進めています。

子育て支援に関しましては、平成27年3月に、「子どもの瞳が輝き、笑顔あふれるまちづくりを目指して ~家庭から広げる子育ての輪~」を基本理念とした「南越前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや家庭の状況に応じた教育・保育、地域の実情に応じた子育て支援を総合的に推進してきました。



このたび、令和元年度で計画期間が満了となるため、前期計画を推進する中で 顕在化した課題等を検証し、本町の子ども・子育て環境の更なる充実を図ること を目的に「第2期南越前町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

すべての子どもに、健やかな成長のための環境が確保されるまちの実現を目指して、計画の推進を図ってまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました南越前町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」にご協力いただきました多くの保護者の皆さまや関係各位に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

南越前町長岩 倉光 弘

# 目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の法的位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 南越前町の子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計資料から見る現状と推計	
2 二一ズ調査から見る現状	
3 第1期計画の量の見込みと実績	
4 基本目標に基づく取り組みの現状	
5 課題のまとめ	
第3章 計画の基本理念と施策の体系	47
1 計画の基本理念	
2 計画の目標	
3 施策の体系	
第4章 施策の展開	51
重点目標 教育・保育サービスの充実	
基本目標1 子どもの健全育成	
基本目標 2 子どもや母親の健康の確保	
基本目標3 子どもの教育環境の整備	
基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備	
基本目標 5 仕事と家庭の両立の推進	
基本目標 6 子どもの安全の確保	
基本目標7 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進	69
第5章 推進体制	72
1 住民や地域、関係団体等との協働	
2 庁内の推進体制	
3 計画の進行管理	
参考資料	73
1 南越前町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要	
2 南越前町子ども・子育て会議設置要綱	
3 南越前町子ども・子育て会議委員名簿	

# 第1章 計画策定にあたって

# 1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では、急速な少子化の進行による、労働力人口の減少や社会保障負担の増加等、将 来的な社会や経済に対する不安が深刻になっています。

子育てを取り巻く環境においても、地域や家庭の状況は変化しており、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による孤立した家庭の増加等、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため平成 24 年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年に施行されました。さらに、令和元年5月に可決・成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を根拠法とする、幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月より実施されています。

また、子どもの貧困対策においても、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、対策の一層の推進を図るべく、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされています。

南越前町(以下「本町」という。)においても、国の指針に基づき、平成27年3月に「南越前町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、子どもの年齢や家庭の状況に応じた教育・保育、地域の子ども・子育て支援を地域社会全体で総合的かつ一体的に展開し推進してきました。

「第2期南越前町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)は、近年の社会潮流や本町の子どもや家庭を取り巻く現状をかんがみ、第1期計画を推進するなかで顕在化した課題等を検証し、本町の子育て環境のさらなる充実を図ることを目的に策定しました。本計画の推進により、すべての子どもに、健やかな成長のための環境が確保されるまちの実現を目指します。

# 計画の法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、国の定める基本指針を踏まえて策定する、 子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していく ため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

本計画の策定にあたっては、「第2次南越前町総合計画」を最上位計画とし、「第3次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画としています。

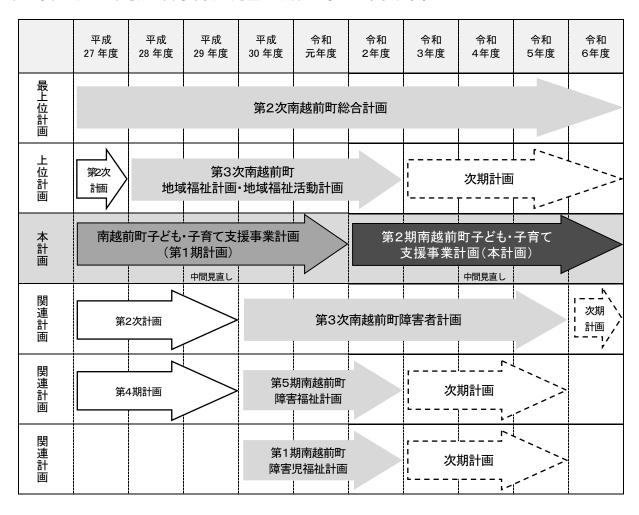
また、「第3次南越前町障害者計画」「第5期南越前町障害福祉計画」「第1期南越前町障害児福祉計画」等の関連計画や「南越前町教育大綱」、教育基本法第 17 条に基づく「市町村が定める教育振興のための施策に関する計画」等、子どもの福祉・教育に関する事項を定める関連の分野別計画等との整合、連携を図ります。

# 計画の期間

3

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、子どもの人口推移や子ども・子育て支援に関するニーズの変化、国の制度の状況を踏まえ、必要に応じて、計画中間年度に見直しを行う場合があります。



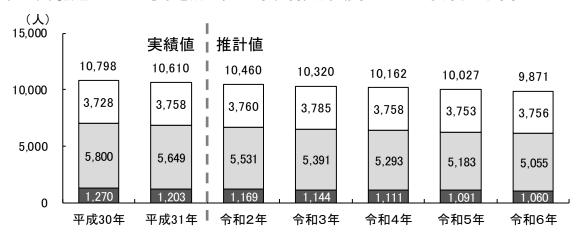
# 第2章 南越前町の子ども・子育てを取り巻く現状

# 統計資料から見る現状と推計

# 人口の状況

# (1)総人口と年齢階層別人口の推移と将来推計

令和6年における本町の総人口は、平成31年と比べ700人以上(約7%)減少する見込みとなっています。年少人口は約150人(約12%)、生産年齢人口においては約600人(約11%)減少し、高齢者人口は大きな増減はみられず、現状を推移することが予測されます。

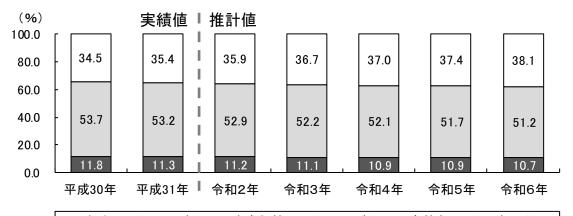


■年少人口(0~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) □高齢者人口(65歳以上)

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在) 推計方法:コーホート変化率法を採用

#### (2)総人口における年齢階層別人口比率の推移と将来推計

令和6年の本町の年齢階層別人口比率は、平成31年と比べ高齢者人口が占める割合が2.7ポイント増加することが予測されます。一方、年少人口が占める割合は0.6ポイント、生産年齢人口が占める割合は2.0ポイント、それぞれ減少することが予測されます。



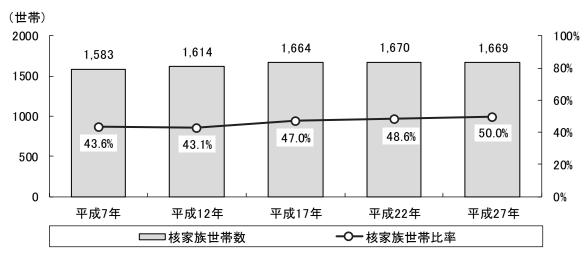
■年少人口(O~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) □高齢者人口(65歳以上)

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在) 推計方法:コーホート変化率法を採用

# 世帯の状況

# (1)核家族世帯数の推移

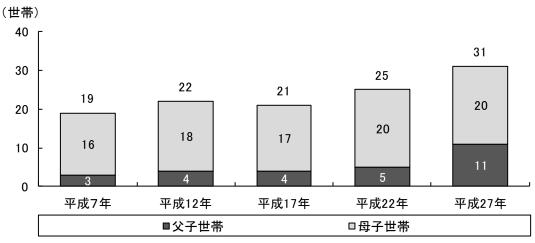
核家族世帯数は、平成 17 年以降横ばいとなっていますが、総世帯数における核家族世帯比率は増加傾向となっており、平成 27 年には 50.0%になっています。



資料:国勢調査

# (2)ひとり親世帯の推移

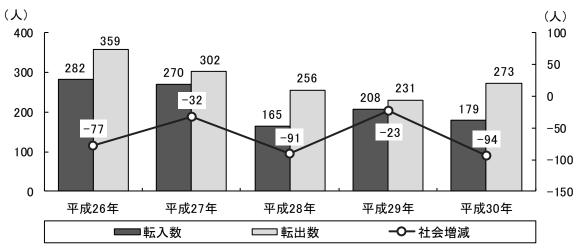
ひとり親世帯数は、平成7年から平成 17 年にかけて 20 世帯前後で推移してきましたが、 平成 22 年は 25 世帯、平成 27 年は 31 世帯と世帯数は増えており、なかでも父子世帯は平 成 22 年から平成 27 年にかけて、5世帯から 11 世帯と大幅に増加しています。



資料:国勢調査

# (1) 社会動態(転入と転出)

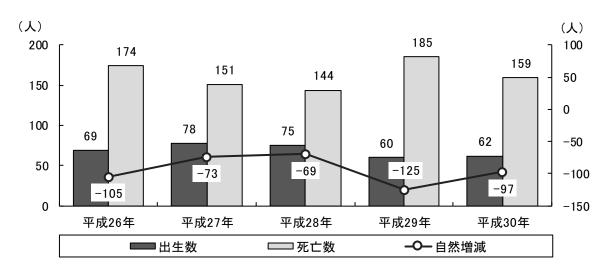
社会動態についてみると、転入数は平成 26 年から平成 28 年にかけて減少し、平成 29 年に一度増加していますが、平成 30 年には再び減少しています。転出数は平成 26 年から平成 29 年にかけて減少し、その後増加に転じています。社会増減は、転出が転入を上回り、平成 30 年には 94 人減となっています。



資料:福井県統計年鑑

# (2) 自然動態(出生と死亡)

自然動態についてみると、出生数は平成 28 年以降減少傾向で、平成 30 年に増加に転じています。死亡数は増減を繰り返しています。自然増減では死亡数が出生数を上回っており、平成 29 年には 125 人減となっています。



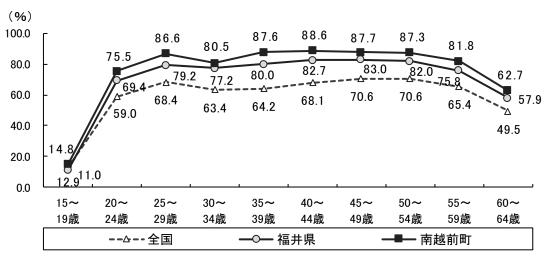
資料:福井県統計年鑑

# 保護者の就労状況

# (1) 女性の就業率

本町の女性の就業率を年齢階層別にみると、すべての年代において全国・福井県の水準を上回っており、なかでも25~29歳、35~54歳の就業率は8割台後半と高くなっていますが、30~34歳では8割程度となり一度就業率を下げる結果となっています。

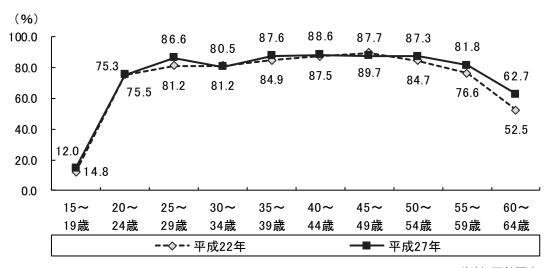
#### ■女性の年齢階層別就業率(全国・福井県・南越前町の比較)



資料:国勢調査

本町における平成 22 年と平成 27 年の女性の就業率を比較すると、概ね横ばいとなっていますが、25~29 歳、55~59 歳においては就業率が約 5 ポイント上昇。さらに、60~64 歳では約 10 ポイント上昇しています。

#### ■本町における女性の年齢階層別就業率(平成22年・平成27年の比較)



資料:国勢調査

# 子どもに関する状況

# (1) 町内教育・保育施設の状況

町内の教育・保育施設の状況についてみると、平成31年4月では、保育所(園)の施設数は2か所で、定員140人に対し入園者数は100人と定員を大幅に下回っています。

認定こども園は施設数が2か所で、定員315人に対し入園者数は294人と定員を下回っていますが、南条こども園においては、入園者数が定員を若干上回っています。

# ■町内教育・保育施設の入所(園)者数の推移

単位:人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
南条こども園		234	238	244	238
南条幼稚園	14				
南条保育所	128				
南条第二保育所	86				
今庄なないろこども園	89	78	67	57	56
湯尾保育所	56	54	51	50	59
河野保育園	50	56	39	41	41
広域保育(委託・幼稚園)					2
広域保育(委託・認定こども園)		4	1		2
町内保育所(園)合計	423	426	396	392	398

各年4月1日現在 資料:保健福祉課

# ■各教育・保育施設の状況

単位<u>:</u>人

南条こども園	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
定員		230	230	230	230
入所者数		236	238	244	238
常勤保育教諭数		27	26	26	27

単位:人

南条幼稚園	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
定員	90				
入所者数	14				
常勤幼稚園教諭数	3				

単位:人

南条保育所	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
定員	140				
入所者数	128				
常勤保育士数	18				

単位:人

南条第二保育所	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
定員	80				
入所者数	86				
常勤保育士数	12				

単位:人

今庄なないろこども園	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
定員	115	115	85	85	85
入所者数	89	78	67	57	56
常勤保育教諭数	15	15	11	11	13

単位:人

湯尾保育所	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
定員	60	60	60	60	60
入所者数	56	54	51	50	59
常勤保育士数	12	12	9	10	11

単位:人

河野保育園	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
定員	80	80	80	80	80
入所者数	50	56	39	41	41
常勤保育士数	14	11	11	10	8

各年4月1日現在 資料:保健福祉課

# (2) 放課後子供教室

利用人数は平成27年以降増加傾向となっています。平成27年から平成30年にかけてはすべての 児童館で利用人数は増加しており、なかでも、南条児童館は2倍以上の増加となっています。

# ■放課後子供教室の状況

単位:人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
南条児童館	4,052	6,160	5,667	8,290
湯尾児童館	1,485	1,280	1,523	1,936
今庄児童館	3,094	2424	3,292	5,153
河野児童館	2,542	2,343	2,628	2,988
町内児童館合計	11,173	12,207	13,110	18,367

資料:教育委員会

# (3) 放課後児童クラブ

平成 29 年度以降、登録人数は増加しており、平成 31 年には、200 人を超えています。なかでも、 南条児童館と湯尾児童館は平成 28 年から平成 31 年にかけて、登録人数が約2倍と大幅に増加してい ます。

# ■放課後児童クラブの状況

単位:人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
南条児童館(南条児童クラブ)	116	57	61	79	100
湯尾児童館(わいわいキッズクラブ)	53	15	24	29	31
今庄児童館(タッピークラブ)	61	39	42	56	49
河野児童館(シーサイドキッズクラブ)	52	25	35	35	35
町内児童館合計	282	136	162	199	215

資料:保健福祉課

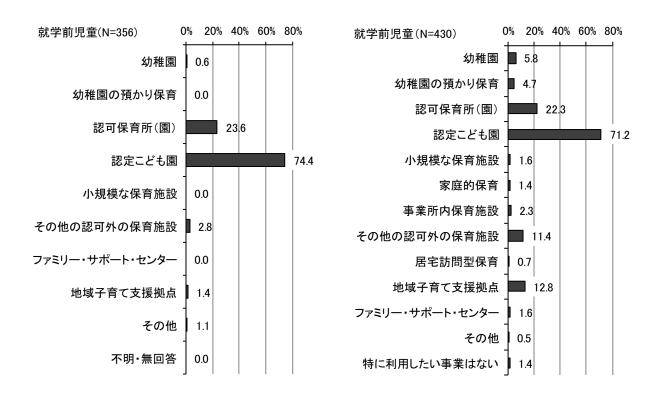
# 2 ニーズ調査から見る現状

# 教育・保育事業について

# (1) 平日の定期的な教育・保育事業について <就学前児童のみ>

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「認定こども園」が74.4%と最も高く、次いで「認可保育所(園)」が23.6%となっています。今後の利用意向では、「認定こども園」が71.2%で最も高く、次いで「認可保育所(園)」が22.3%となっています。

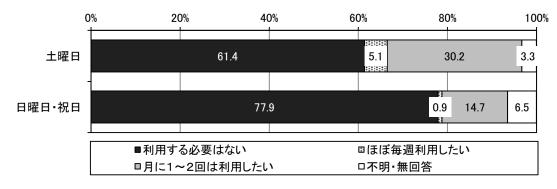
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(複数回答) ■平日の定期的な教育・保育事業の利用意向(複数回答)



## (2) 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業について <就学前児童のみ>

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が、土曜日で61.4%、日曜日・祝日で77.9%と最も高くなっています。

■土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向(単数回答) 就学前児童(N=430)

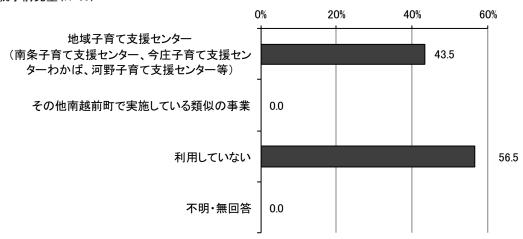


# (3)地域子育て支援センター等の子育て支援事業について <就学前児童のみ> 【「定期的な教育・保育事業」を利用されていない方】

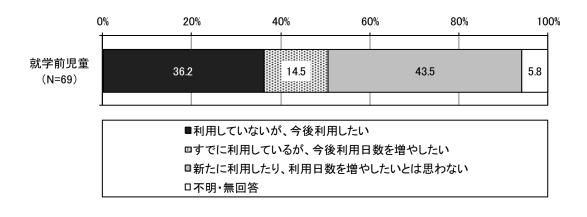
「定期的な教育・保育事業」を利用されていない方の、現在の地域子育て支援センターの利用状況は、「利用していない」が56.5%、「地域子育て支援センター」の利用が43.5%となっています。 地域子育て支援センターの今後の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が43.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が36.2%となっています。

#### ■地域子育て支援センターの現在の利用状況(単数回答)

就学前児童(N=69)



#### ■地域子育て支援センターの今後の利用意向(単数回答)

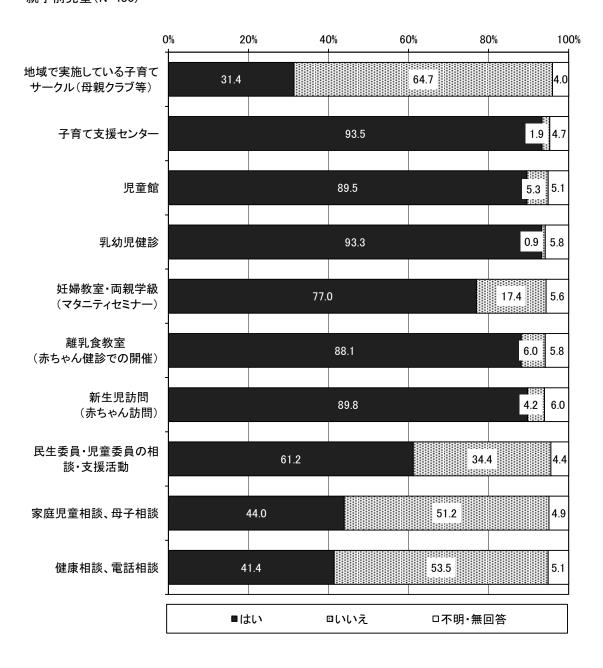


地域子育て支援事業の認知度(「知っている」に「はい」と答えた方)は、「子育て支援センター」が93.5%と最も高く、次いで「乳幼児健診」が93.3%、「新生児訪問(赤ちゃん訪問)」が89.8%となっています。

一方、「いいえ」と答えた方は、「地域で実施している子育てサークル(母親クラブ等)」が 64.7% で最も高く、次いで「健康相談、電話相談」が 53.5%となっています。

# ■地域子育て支援事業の認知度(単数回答)

就学前児童(N=430)

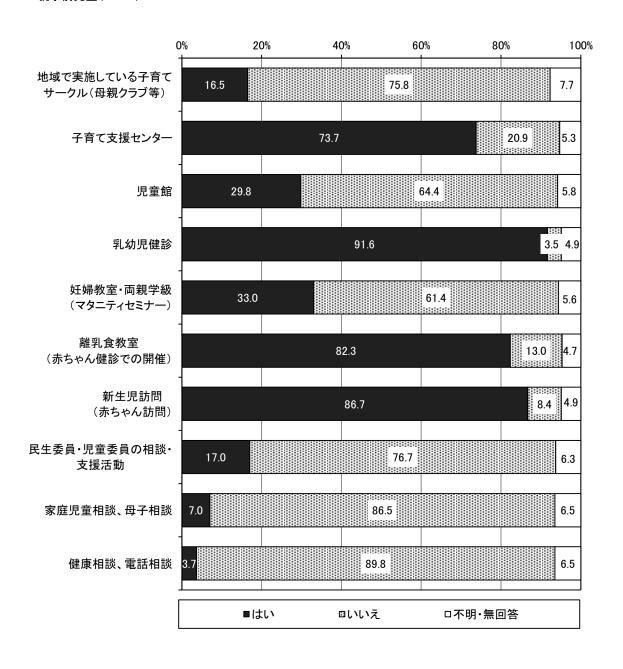


地域子育て支援事業の利用経験(「利用したことがある」に「はい」と答えた方)は、「乳幼児健診」が 91.6%と最も高く、次いで「新生児訪問(赤ちゃん訪問)」が 86.7%、「離乳食教室(赤ちゃん健診での開催)」が 82.3%となっています。

一方、「いいえ」と答えた利用経験がない方は、「健康相談、電話相談」が89.8%で最も高く、次いで「家庭児童相談、母子相談」が86.5%となっています。

# ■地域子育て支援事業の利用経験(単数回答)

就学前児童(N=430)

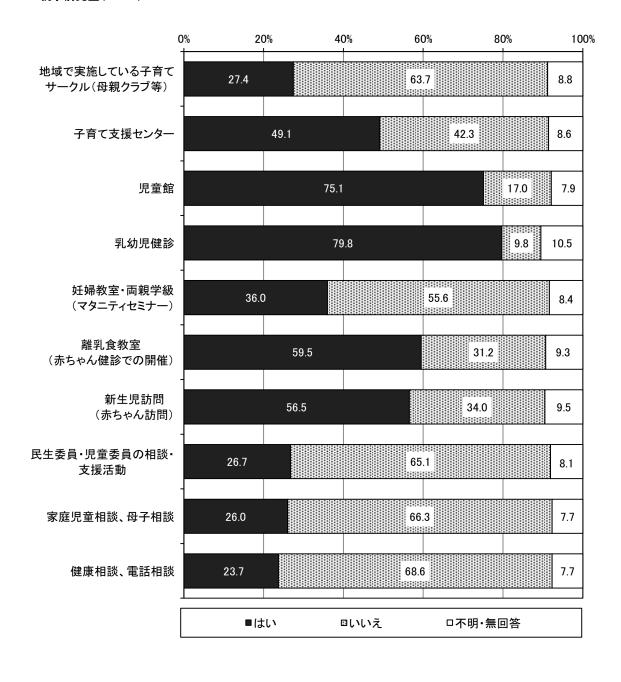


地域子育て支援事業の利用意向(「今後利用したい」に「はい」と答えた方)は、「乳幼児健診」が 79.8%と最も高く、次いで「児童館」が 75.1%、「離乳食教室(赤ちゃん健診での開催)」が 59.5%となっています。

一方、「いいえ」と答えた利用意向がない方は、「健康相談、電話相談」が 68.6%で最も高く、 次いで「家庭児童相談、母子相談」が 66.3%となっています。

# ■地域子育て支援事業の利用意向(単数回答)

就学前児童(N=430)

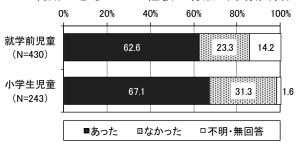


# (4) 病児・病後児のための保育施設等について

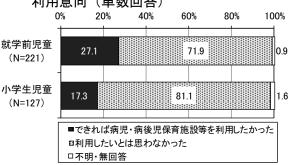
この1年間に、子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった経験は、「あった」が就学前児童では62.6%、小学生児童では67.1%と高くなっています。

子どもの病気やケガで母親又は父親が仕事を休んだ方の、病児・病後児のための保育施設等の利用意向は、「利用したいとは思わなかった」が就学前児童で71.9%、小学生児童で81.1%となっています。

# ■病気やケガで通常の教育・保育事業が 利用できなかった経験の有無(単数回答)

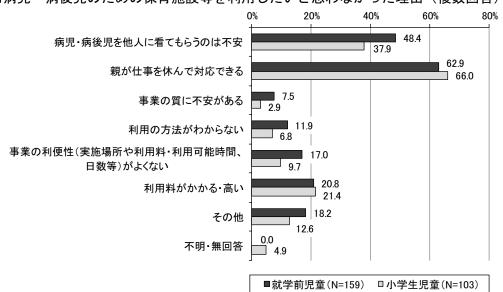


#### ■病児・病後児のための保育施設等の 利用意向(単数回答)



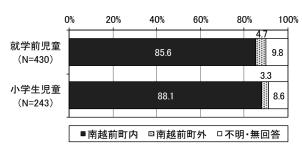
病児・病後児のための保育施設等への利用意向がない方の、利用したいと思わなかった理由は、「親が仕事を休んで対応できる」が就学前児童で 62.9%、小学生児童で 66.0%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が就学前児童で 48.4%、小学生児童で 37.9%となっています。また、「利用料がかかる・高い」といった制度面に関する理由も、就学前児童で 20.8%、小学生児童で 21.4%と、ともに 2割台と高くなっています。

#### ■病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わなかった理由(複数回答)



病児・病後児保育サービスを利用したい場所は、「南越前町内」が就学前児童では85.6%、小学生児童では88.1%となっています。

■病児・病後児保育サービスを利用したい場所 (単数回答)

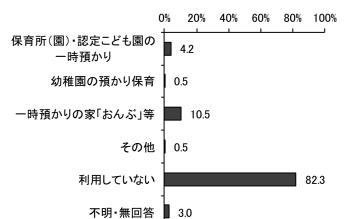


# (5) 一時預かり等の保育事業について <就学前児童のみ>

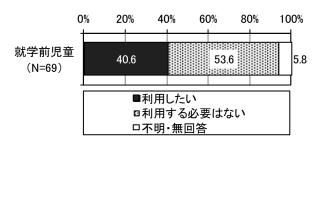
一時預かり等の保育事業の利用状況は、「利用していない」が82.3%と最も高くなっています。 「定期的な教育・保育事業」を利用されていない方の、今後の利用意向は、「利用する必要はない」 が53.6%と最も高くなっています。

# ■一時預かり等の保育事業の利用状況 (複数回答)

就学前児童(N=430)

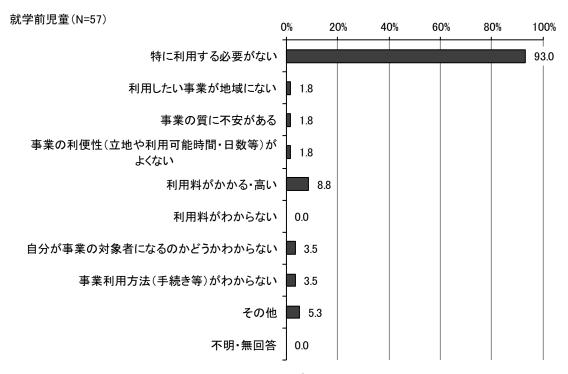


#### ■一時預かり等の保育事業の利用意向 【「定期的な教育・保育事業」を利用され ていない方】(単数回答)



「定期的な教育・保育事業」を利用されていない方の、一時預かり等の保育事業を利用していない理由は、「特に利用する必要がない」が 93.0%と最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」が 8.8%、「その他」が 5.3%となっており、トップ3以降は「自分が事業の対象者になるのかどうかわからない」「事業利用方法(手続き等)がわからない」がともに 3.5%と認知不足に起因する項目が続いています。

#### ■一時預かり等の保育事業を利用しない理由【「定期的な教育・保育事業」を利用されていない方】 (複数回答)



# (6) 放課後の過ごし方について

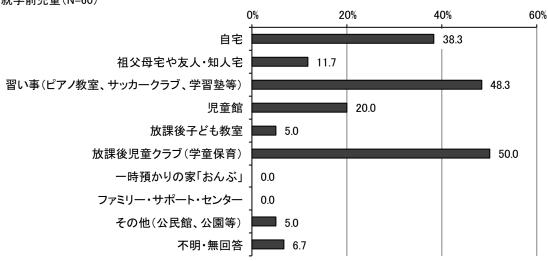
#### <就学前児童>

放課後に過ごさせたい場所は、小学校低学年では、「放課後児童クラブ(学童保育)」が50.0% と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が48.3%、「自宅」が38.3%となっています。

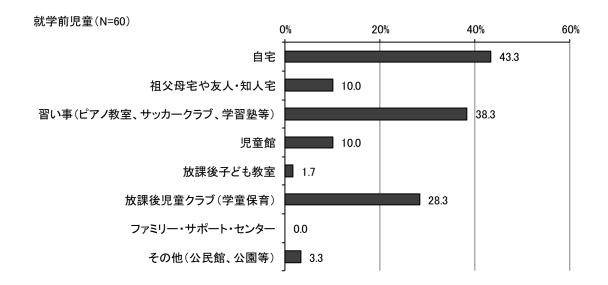
小学校高学年では、「自宅」が43.3%で最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が38.3%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が28.3%となっています。

■小学校低学年における放課後に過ごさせたい場所 【お子さんが5歳以上(来年度就学予定)である方】(複数回答)

就学前児童(N=60)



■小学校高学年における放課後に過ごさせたい場所 【お子さんが5歳以上(来年度就学予定)である方】(複数回答)

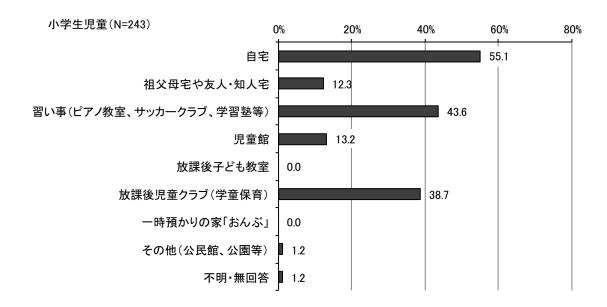


#### <小学生児童>

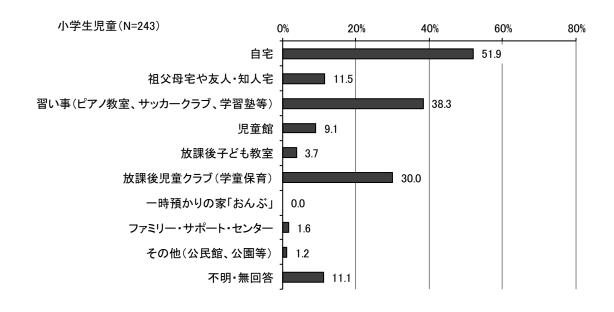
放課後に子どもが過ごしている場所は、「自宅」が55.1%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が43.6%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が38.7%となっています。

今後の希望では、「自宅」が51.9%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が38.3%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が30.0%となっています。

# ■現在放課後を過ごしている場所(小学生児童・複数回答)



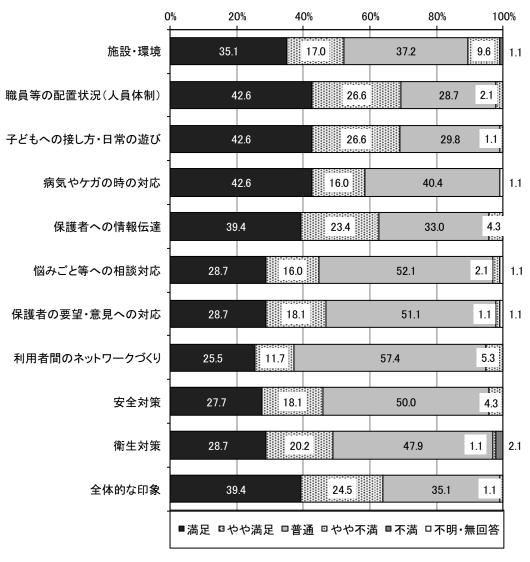
#### ■今後放課後を過ごさせたい場所(小学生児童・複数回答)



利用している放課後児童クラブの評価は、満足度(「満足」+「やや満足」)では、「職員等の配置状況(人員体制)」「子どもへの接し方・日常の遊び」がそれぞれ69.2%で最も高く、次いで「全体的な印象」が63.9%、「保護者への情報伝達」が62.8%となっています。一方、不満度(「不満」+「やや不満」)の面では、「施設・環境」が10.7%で最も高く、次いで「利用者間のネットワークづくり」が5.3%となっています。「利用者間のネットワークづくり」は満足度も37.2%と最も低くなっています。

#### ■放課後児童クラブの評価(小学生児童・単数回答)

小学生児童(N=94)

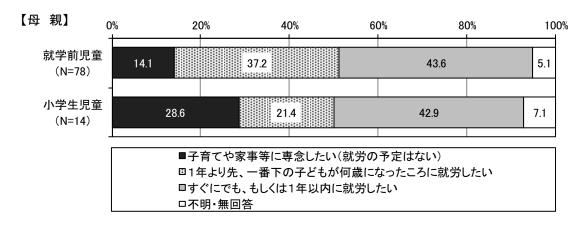


# 仕事と子育ての両立

# (1) 現在未就労の母親の就労希望について

現在未就労の母親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が就学前児童で43.6%、小学生児童で42.9%と最も高くなっています。

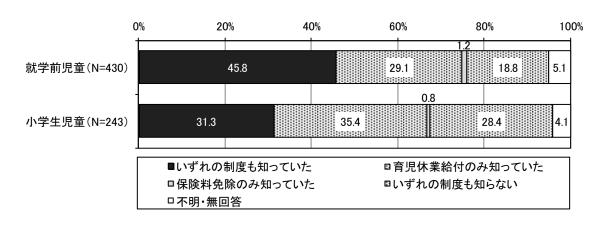
# ■未就労の母親の就労希望(単数回答)



# (2) 育児休業等の職場の両立支援制度について

「育児休業給付」や「保険料免除」等の制度の認知度は、就学前児童では「いずれの制度も知っていた」が 45.8%、小学生児童では「育児休業給付のみ知っていた」が 35.4%と最も高くなっています。一方、「いずれの制度も知らない」では就学前児童で 18.8%、小学生児童で 28.4%となっています。

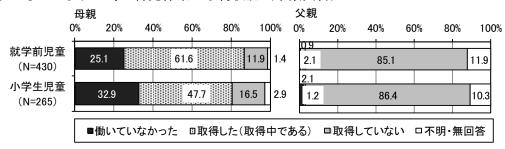
#### ■「育児休業給付」「保険料免除」等の制度の認知度(単数回答)



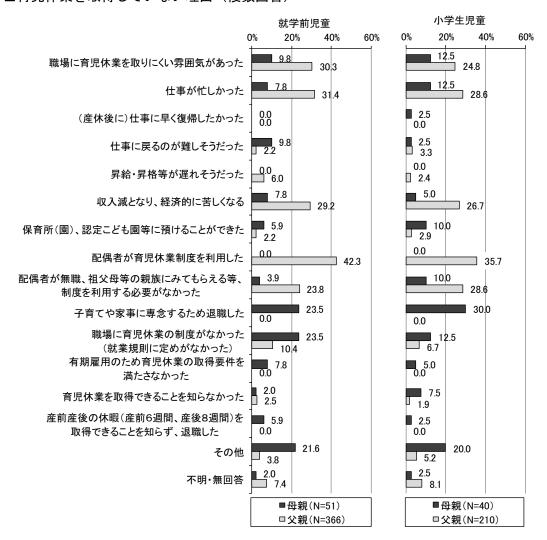
子どもが生まれた時の育児休業の取得状況は、母親は「取得した(取得中である)」が最も高く、 就学前児童で 61.6%、小学生児童で 47.7%となっています。父親は「取得していない」が最も 高く、就学前児童で 85.1%、小学生で 86.4%となっています。

育児休業を取得していない理由は、母親について「子育てや家事に専念するため退職した」以外では、就学前児童で「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が23.5%と最も高く、小学生児童では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」がそれぞれ12.5%で上位項目となっています。父親は就学前児童、小学生児童ともに「配偶者が育児休業制度を利用した」がそれぞれ42.3%、35.7%と最も高くなっています。

#### ■子どもが生まれた時の育児休業の取得状況(単数回答)



#### ■育児休業を取得していない理由(複数回答)

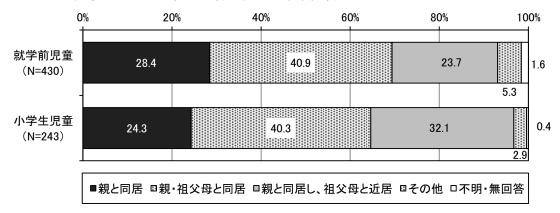


# 子育てを取り巻く家族環境について

# (1) お子さんの世帯における同居・近居の状況について

お子さんの世帯における同居・近居の状況は、「親・祖父母と同居」が就学前児童で 40.9%、 小学生児童で 40.3%と最も高く、次いで就学前児童では「親と同居」が 28.4%、小学生児童で は「親と同居し、祖父母と近居」が 32.1%となっています。

#### ■お子さんの世帯における同居・近居の状況(単数回答)

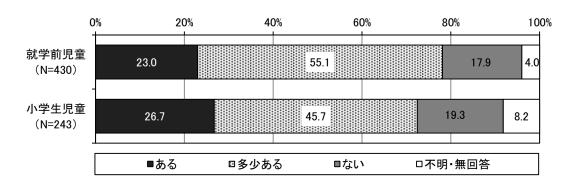


# 子育てにおける悩み

# (1)子育ての不安や悩みの有無について

子育ての不安や悩みの有無は、「多少ある」が就学前児童では55.1%、小学生児童では45.7%と最も高く、次いで「ある」が就学前児童で23.0%、小学生児童で26.7%となっています。

#### ■子育ての不安や悩みの有無(単数回答)

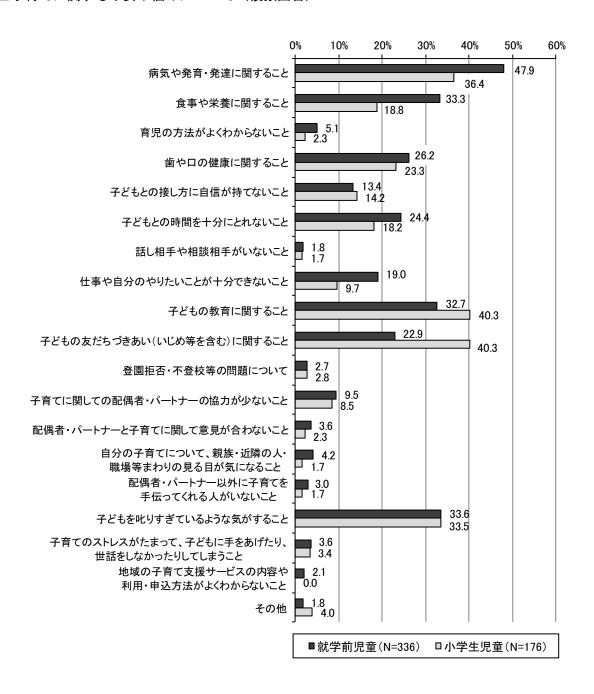


# (2)子育てに関する不安や悩みについて

子育てに関する不安や悩みは、就学前児童では「病気や発育・発達に関すること」が 47.9%、 次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 33.6%となっています。

小学生児童では「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」がそれぞれ40.3%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が36.4%となっています。

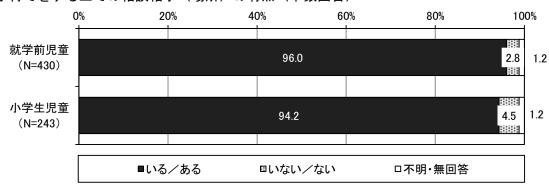
#### ■子育てに関する不安や悩みについて(複数回答)



# (3)子育てをする上での相談相手(場所)の有無について

子育てをする上での相談相手(場所)の有無については、「いる/ある」が就学前児童で96.0%、 小学生児童で94.2%となっています。

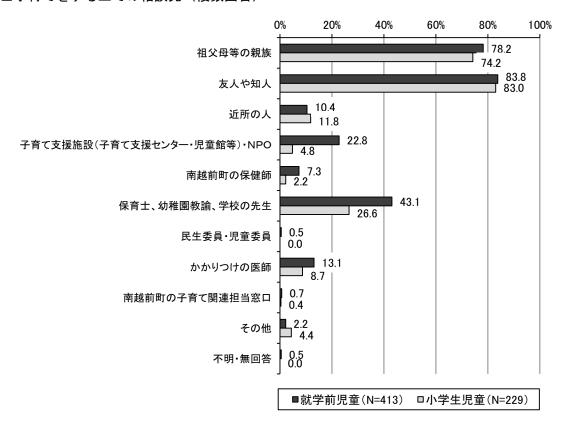
# ■子育てをする上での相談相手(場所)の有無(単数回答)



# (4)子育てをする上での相談先

子育てをする上での相談先は、「友人や知人」が就学前児童で83.8%、小学生児童で83.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が就学前児童で78.2%、小学生児童で74.2%となっています。

#### ■子育てをする上での相談先(複数回答)

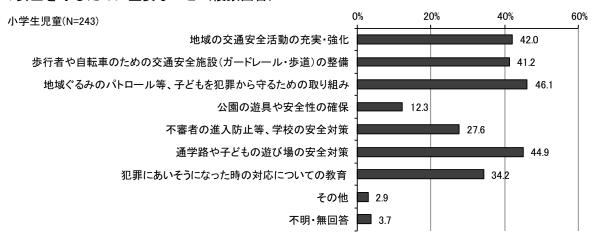


# 子どもの安全について

# (1)子どもの安全を守るための取り組みについて <小学生児童のみ>

子どもの安全を守るために特に重要と思われることは、「地域ぐるみのパトロール等、子どもを犯罪から守るための取り組み」が46.1%と最も高く、次いで「通学路や子どもの遊び場の安全対策」が44.9%、「地域の交通安全活動の充実・強化」が42.0%となっています。

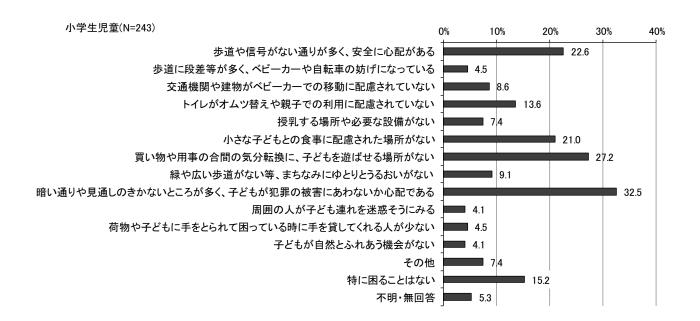
#### ■子どもの安全を守るために重要なこと(複数回答)



# (2)子どもとの外出の際、困ること(困ったこと) <小学生児童のみ>

子どもとの外出の際、困ること(困ったこと)は、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が32.5%と最も高く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」が27.2%、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」が22.6%となっています。

#### ■子どもとの外出の際、困ること(困ったこと)(複数回答)

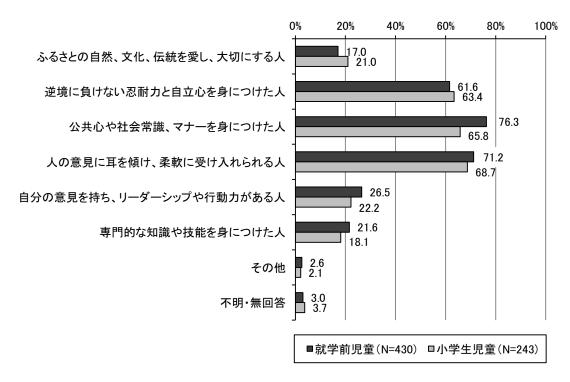


# 南越前町での子育てや子育て支援策について

# (1)子どもに育ってほしい姿について

将来、子どもにどのような人に育ってほしいと思うかは、就学前児童では「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」が76.3%で最も高く、次いで「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」が71.2%、小学生では「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」が68.7%で最も高く、次いで「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」が65.8%となっています。

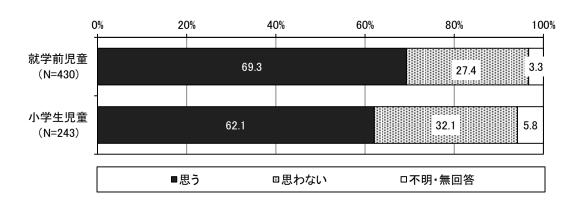
#### ■将来、子どもにどのような人に育ってほしいと思うかについて(複数回答)



#### (2) これからも子どもに南越前町で暮らしてほしい思いについて

これからも子どもに南越前町で暮らしてほしいと思うかについては、就学前児童、小学生児童ともに「そう思う」が最も高く、それぞれ69.3%、62.1%となっています。

#### ■これからも子どもに南越前町で暮らしてほしいと思うかについて(単数回答)



# (3) 南越前町の子育て環境について

#### <就学前児童>

南越前町の子育て環境について、肯定的な意見として「思う計」(※1)(「思う」+「どちらかというと思う」)の割合についてみると、「子どもを地域ぐるみで見守ってくれるので安心できる」が67.0%と最も高く、次いで「一人ひとりの子どもの人格が大切にされ、子どもの権利が守られている」が64.5%となっています。

一方、否定的な意見として「思わない計」(※2)(「どちらかというと思わない」+「思わない」) の割合についてみると、「身近に小児医療が受けられる環境が整っていない点」が 54.6%と最も高く、次いで「身近に子どもの居場所や遊び場がない」が 47.4%となっています。

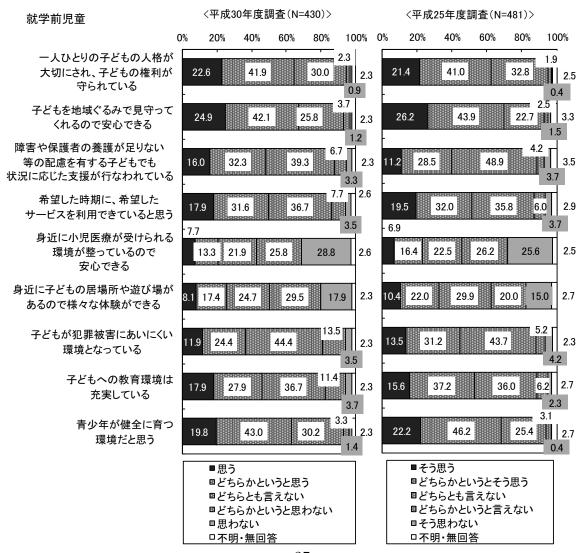
平成 25年度の調査と「そう思う計」(「そう思う」) + 「どちらかというとそう思う」) で比較すると、最もポイントを伸ばした項目は「障害や保護者の養護が足りない等の配慮を有する子どもでも状況に応じた支援が行われている」が86ポイント高くなっています。

※1 例:青少年が健全に育つ環境だと思う

「思う計」(62.8%) = 「思う」(19.8%) + 「どちらかというと思う」(43.0%)

※2 「思わない計」(4.7%) = 「どちらかというと思わない」(3.3%) + 「思わない」(1.4%)

#### ■南越前町の子育て環境について(単数回答)[平成30年度調査・平成25年度調査比較]



#### <小学生児童>

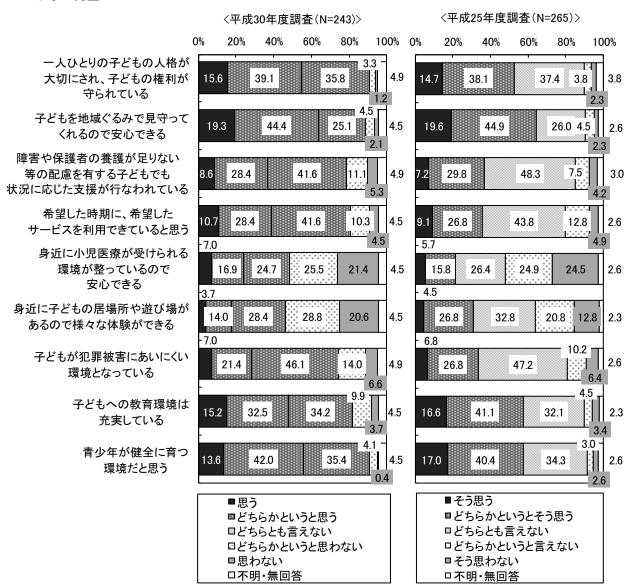
南越前町の子育て環境について、肯定的な意見として「思う計」(「思う」+「どちらかというと思う」)の割合は、「子どもを地域ぐるみで見守ってくれるので安心できる」が63.7%と最も高く、次いで、「青少年が健全に育つ環境だと思う」が55.6%となっています。

一方、否定的な意見として「思わない計」(「どちらかというと思わない」+「思わない」)の割合は、「身近に子どもの居場所や遊び場がない」が49.4%と最も高く、次いで、「身近に小児医療が受けられる環境が整っていない」が46.9%となっています。

平成 25 年度の調査と「そう思う計」(「そう思う」) + 「どちらかというとそう思う」) で比較すると、最もポイントを伸ばした項目は「希望した時期に、希望したサービスを利用できていると思う」が 3.2 ポイント高くなっています。

#### ■南越前町の子育て環境について(単数回答)[平成30年度調査・平成25年度調査比較]

#### 小学生児童

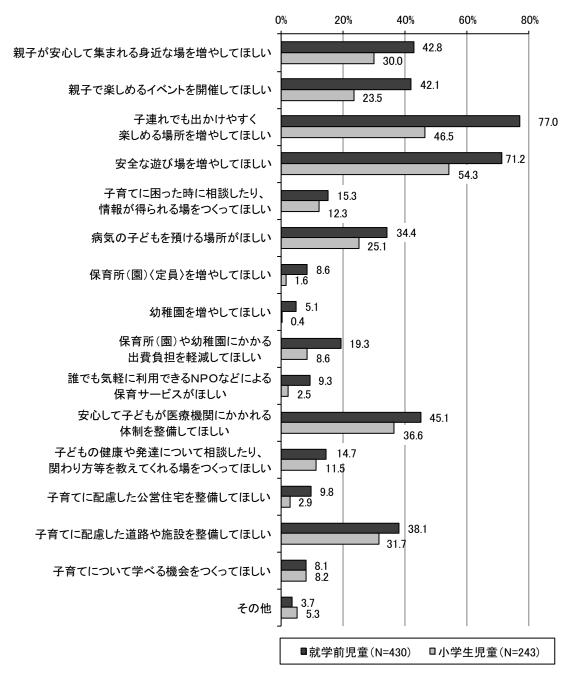


# (4) 今後期待する子育て支援について

今後期待する子育て支援は、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が77.0%と最も高く、次いで「安全な遊び場を増やしてほしい」が71.2%、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が45.1%となっています。

小学生児童では「安全な遊び場を増やしてほしい」が54.3%と最も高く、次いで「子連れでも 出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が46.5%、「安心して子どもが医療機関にかかれ る体制を整備してほしい」が36.6%となっています。

#### ■今後期待する子育て支援(複数回答)



# 3

# 第1期計画の量の見込みと実績

# (1) 幼児期の教育・保育の提供状況

認定こども園や保育所等の教育・保育の提供については、保護者の就労状況、家庭状況、子どもの年齢、教育・保育の希望等から3区分に認定し、その認定に応じて施設等の利用先が決定します。

# ■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設		
1号認定	3~5歳、教育のみ	認定こども園、幼稚園		
2号認定	3~5歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所(園)		
3号認定	O~2歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所(園)		

# ■教育・保育事業

1号認定、2号認定、3号認定ともに実績が見込み量を下回っています。

単位:実利用人数(人)/年間

平成 27 年度					平成 28 年度					
	1号	2号	3.	号	計 1号		o므	3号		計
	1 75	<b>4万</b>	0 歳児	1•2 歳児	āl	15	2号	0 歳児	1•2 歳児	āI
量の見込み	57	286	54	149	546	58	279	52	151	540
実績	16	237	44	118	415	9	249	38	130	426

	平成 29 年度						平成 30 年度				
	1号	2号	3.	号	計	1号	2号	3号		計	
	1 75	<b>4万</b>	0 歳児	1•2 歳児	āl	15		0 歳児	1•2 歳児	āl	
量の見込み	56	262	50	144	512	51	240	47	139	477	
実績	10	222	36	128	396	7	219	38	128	392	

		月現在)			
	1号	2号	3	計	
	15	2 <del>5</del>	0 歳児	1•2 歳児	ĒΙ
量の見込み	50	239	45	132	466
実績	3	233	31	131	398

# (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

# ■延長保育事業【保健福祉課】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間に、認定こども園、 保育所(園)等において保育を実施する事業です。

本町では、平成28年度以降の実績は見込み量を上回っています。

単位:実利用人数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)
量の見込み	119 人	119 人	113 人	160 人	160 人
実績	82 人	147 人	158 人	184 人	171 人

#### ■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【保健福祉課】

就労等の理由により、保護者が下校時に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、 児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、低学年、高学年ともに実績が見込み量を上回っており、なかでも低学年は 100 人を超える人数で推移しています。

単位:実利用人数/年間

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計
量の見込み	77 人	13 人	90 人	78 人	12 人	90 人	79 人	12 人	91 人
実績	188 人	94 人	282 人	104 人	32 人	136 人	131 人	31 人	162 人

	3	平成 30 年度	ŧ	令和元年度			
	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	
量の見込み	121 人	30 人	151 人	121 人	30 人	151 人	
実績	146 人	53 人	199 人	163 人	52 人	215 人	

#### ■放課後子供教室【教育委員会】

すべての小学生を対象に、地域の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動等の機会を提供します。 本町では、小学校区ごとに町内4か所の児童館において実施しています。

単位:か所数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)
量の見込み	4 か所				
実績	4 か所				

#### ■子育て短期支援事業【保健福祉課】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では、平成30年度以降見込み量を下方修正しましたが、事業実績はありませんでした。

単位:延べ利用日数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)
量の見込み	64 人日	64 人日	62 人日	12 人日	12 人日
実績	0 人日	0 人日	0 人日	0人日	0 人日

#### ■地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)【保健福祉課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町における利用者は「就園していない子どもと保護者」です。出生数の減少により利用者数も 自然減となり、平成30年度以降の利用回数は減少しています。

単位:延べ利用回数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)
量の見込み	5,580 人回	5,532 人回	5,268 人回	7,200 人回	7,200 人回
実績	5,708 人回	6,854 人回	7,318 人回	6,133 人回	5,279 人回

#### ■一時預かり事業【保健福祉課】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所(園)、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### ◎幼稚園における在園児(1号認定)を対象とした一時預かり(預かり保育)

本町では、平成 29 年度以降、実績は 100 人日台を推移しております。平成 30 年度以降見込み量を下方修正しましたが、見込み量に対しては下回る結果となっています。

単位:延べ利用日数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)
量の見込み	5,665 人日	5,744 人日	5,606 人日	300 人日	300 人日
実績	71 人日	28 人日	122 人日	103 人日	215 人日

#### ◎在園児を除く、一時預かり(すみずみ子育てサポート事業「おんぶ」等)

本町における実績は 1,300 人日台~1,400 人日台を推移しており、平成 30 年度以降見込み量を 上方修正した結果、実績に沿った見込み量となっています。

単位:延べ利用日数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)	
量の見込み	157 人日	155 人日	147 人日	1,400 人日	1,400 人日	
実績	1,450 人日	1,359 人日	1,468 人日	1,492 人日	1,038 人日	

#### ■病児・病後児保育事業【保健福祉課】

病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施 する事業です。

本町では、町内に病児保育施設がなく利用者が限られるため、年度によってばらつきがあり、平成 30 年度は 59 人日となっています。平成 30 年度以降見込み量を下方修正した結果、実績に沿った見込み量となっています。

単位:延べ利用日数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)	
量の見込み	495 人日	487 人日	458 人日	55 人日	55 人日	
実績	18 人日	52 人日	33 人日	59 人日	48 人日	

#### ■利用者支援事業【保健福祉課】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、平成28年度より、基本型(2か所)で実施し、令和元年度からは3か所で実施となっています。

単位:か所数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)	
量の見込み	4 か所					
実績	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	

#### ■乳児家庭全戸訪問事業【保健福祉課】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本町では、平成 29 年度までは実績が見込み量を上回っていましたが、見込み量を上方修正した 平成 30 年度以降は、実績に沿った見込み量となっています。

単位:実訪問数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)
量の見込み	65 人	62 人	59 人	95 人	95 人
実績	77 人	91 人	64 人	81 人	42 人

#### ■養育支援訪問事業【保健福祉課】

乳幼児家庭全戸訪問事業の実施結果等により把握された、養育支援が特に必要な家庭に対して、 その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を 確保する事業です。

本町では、保健師が訪問を実施し、家庭の適切な養育に向けた相談指導を実施しました。平成30年度は実績が見込み量を大きく上回っていますが、令和元年度は見込み量に沿った実績となっています。

単位:実訪問数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)
量の見込み	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
実績	1人	5 人	3 人	12 人	5人

#### ■妊婦健診事業【保健福祉課】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、受診人数の実績は減少傾向となっており、 平成 2 9年度以降は 90 人台で推移しています。見込み量については、平成 30 年度以降上方修正 した結果、実績に沿った見込み量となっています。

単位:実利用人数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (1月現在)
量の見込み	65 人	62 人	59 人	114 人	114人
実績	126 人	118 人	93 人	94 人	78 人

#### (3) その他教育・保育に係る事業の提供状況

#### ■放課後子供総合プランの推進【保健福祉課・教育委員会】

「放課後児童クラブ」、「放課後子供教室」を実施し、放課後等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保しています。

また、児童館を活用し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施するとともに、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的な実施に向けた検証を進めています。

#### ■低年齡児保育【保健福祉課】

公立認定こども園・保育所(園)では生後6か月児の受入れを可能としておりますが、多くが生後1歳を迎え職場復帰を理由とした入所申込となっています。

私立の今庄なないろこども園では生後9週以降からの入園を受け入れており、年に1~2件の申し込みとなっています。

#### ■休日保育【保健福祉課】

日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒をみることができない子どもを保育 所等において保育する事業です。本町では、今庄なないろこども園に事業を委託しています。

シルバー人材センターが運営している一時預かり事業で、日曜・祝日において数時間の利用もできるため、認可保育施設の休日保育利用希望はほぼない状況となっています。

# 基本目標に基づく取り組みの現状

# 基本目標1 子どもの健全育成

#### 基本施策

1. 子どもの育ちを支える環境づくり 2. 経済的負担の軽減

### 『1. 子どもの育ちを支える環境づくり』の主な取り組み

■「南条こども園整備事業」

幼保小連携による幼児教育・保育の充実を目指し、南条保育所、南条第2保育所、南条幼稚園を発展的に統合し、南条こども園を平成28年4月1日に開園しました。

認可定員に対し、入園者数は開園以来 100%を超えて推移しています。

■「低学年学校生活サポート推進事業」

基本的な生活習慣が身についていない子どもや授業中落ち着きがない子どもの学校生活を支援するため、地域資源を活用した体験活動や地域ボランティアによる読み聞かせ等を導入することにより、地域の力を生かした教育体制の一層の充実を図りました。

#### 『2. 経済的負担の軽減』の主な取り組み

■「児童手当の支給」

中学3年生までの児童を養育している父母等に児童手当の支給を行いました。

■「子育て支援金の支給」

家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健全育成及び 資質の向上に資するため、子どもを養育している方に子育て支援金を支給しました。

# 基本目標2 子どもや母親の健康の確保

#### 基本施策

- 1. 母子保健事業の充実 2. 子どもの保健対策の充実
- 3. 食育の推進 4. 小児医療の充実

#### 『1. 母子保健事業の充実』の主な取り組み

■「母子健康手帳の交付」

平成31年4月より子育て世代包括支援センター(妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施する組織)を設置し、交付窓口の一本化を行いました。

■「乳児健診」「赤ちゃん健診」「1歳6か月児健診、3歳児健診」 子どもの健やかな発達と健全な親子関係を支援するため、発達段階に応じ健康診査を行いました。

各健診ともに、受診率は95%を超えています。

■「子育て相談室」

子育てやしつけ、療育的な関わり方を相談できる個別相談と保護者交流会を実施するとともに、平成30年度より各保育施設に相談スタッフが訪問し、保護者の迎えの時間に合わせた個別相談も実施しました。

### 『2. 子どもの保健対策の充実』の主な取り組み

■「問題を抱える子ども等の自立支援事業」

不登校児童生徒の早期学校復帰を図るため、スクールカウンセラーの派遣や教育相談員 の配置等、きめ細かい指導の充実を図りました。

#### 『3. 食育の推進』の主な取り組み

■「食生活改善推進事業」

食生活改善推進員が、食育の推進と普及・啓発を図るため、子育て支援センターへの出 前講座や児童館食育教室を行いました。

#### 『4. 小児医療の充実』の主な取り組み

■「子ども医療費助成事業」

平成30年6月診療分から医療費助成の対象年齢を18歳年度末まで拡大しました。

■「特定不妊治療助成事業」

体外受精等、医療保険が適用されない治療について、1回の治療につき 10万円を限度に、当該年度あたり1人につき3回まで補助を実施しました。

# 基本目標3 子どもの教育環境の整備

#### 基本施策

1. 次代の親の育成 2. 家庭や地域の教育力の向上

#### 『1. 次代の親の育成』の主な取り組み

■「社会教育生涯学習推進事業」

生涯学習講座を年間 12 講座開催し育成的講座活動を推進しました。また、協働によるまちづくりを進めるために必要なことは何かを学んでもらうために、平成30年度まちづくり大会を開催し、有識者との意見交換を行いました。

■「職場体験学習事業(キャリアチャレンジ 14)」

中学2年生を対象に、社会経験と自立の促進を図るため、町内の事業所での職場体験を行いました。平成30年度は、町内の46事業所で90人の生徒が5日間の職場体験に参加しました。

#### 『2. 家庭や地域の教育力の向上』の主な取り組み

■「育児講座・保育講演会開催事業」

親としての、子どもの教育のあり方について学ぶ機会として、講座や講演会、乳幼児健診(集団)、歯ピカ☆教室、むし歯予防教室等の母子保健事業において、関わった保護者に対して直接助言・指導を実施しました。

■「南越前町青少年補導委員会補助金事業」 青少年の見守りや啓発活動を推進するため、南越前町青少年補導委員会に対し補助金を 交付し、活動を支援しました。

■「保育活動事業」

子どもと地域との関わりを深めるために、保育活動事業の一環として、各保育園にて高齢者との地域交流を実施しました。

■「家庭教育講座開設事業」

親が持つ子育ての課題や悩みを解消し、親と子どもがともに成長することを目的に、保護者、児童、教職員等を対象に小学校、認定こども園、保育所(園)ごとに家庭教育講座を実施しました。平成30年度は7か所で実施し参加人数は424人となっています。

# 基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

#### 基本施策

- 1. 良質な住宅・居住環境の確保 2. 安全な道路交通環境の整備
- 3 子どもの遊び場の確保

#### 『1. 良質な住宅・居住環境の確保』の主な取り組み

■「まちなかキッズルームの周知・活用」

親が乳幼児を連れて外出しやすいように、授乳やおむつ交換ができる場所を備えた「ま ちなかキッズルーム」を了施設に設置するとともに、福井県の結婚・妊娠・出産・子育 て支援公式サイトに掲載し周知を行いました。

#### 『2. 安全な道路交通環境の整備』の主な取り組み

■「チャイルドシート購入費補助金事業」

チャイルドシート着用の促進を図るため、購入にかかる費用の一部を助成しており、平 成30年度は33件の申請がありました。チャイルドシート着用義務付けが徐々に浸透 しており、申請件数も増加しています。

■「防犯灯整備事業補助金事業」

地域の防犯環境を向上させるため、防犯灯の設置が必要な集落に対し補助金を交付して おり、平成30年度は14集落(42か所)に補助金を交付しました。新規設置、及びし ED灯への更新要望等、集落の子どもの安心安全な通学に対する防犯力の向上を図りま した。

#### 『3. 子どもの遊び場の確保』の主な取り組み

■「ウォーターランド南条入館料助成事業」 3歳から15歳までの子どもを対象に、ウォーターランド南条温水プール入館料の一部 を助成しました。

■「南条児童館改修事業」

南条こども園開園により廃止となった南条幼稚園を改修し活用することで、質の高い地 域特性を活かした児童館活動の充実を図るため、改修工事に向けて、設計書等の作成に 着手しています。

### 基本目標 5 仕事と家庭の両立の推進

#### 基本施策

- 1. 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進
- 2. 結婚・出産へのきめ細かな支援 3. 子育てを楽しむための意識啓発

### 『1. 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進』の主な取り組み

■「ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの推進」

男女がともに、仕事と家庭・子育で等をバランスよく調和できるよう、社会全体で働き 方や家庭生活を見直すための意識啓発を行っており、妊娠届出及び出生届時に意識啓発 リーフレットの配布や、マタニティセミナーを実施しました。

#### 『2. 結婚・出産へのきめ細かな支援』の主な取り組み

■「結婚相談事業」

南越前町婦人福祉協議会へ補助金を交付し結婚相談所開設を行っており、例年 2~3 件婚姻が成立しています。

■「南越前町結婚定住促進事業」

町内在住者の結婚を奨励し、その定住を促進し町の活性化に資することを目的とし、結婚祝金を支給しています。平成30年度は40歳未満で7組、40歳以上で2組に支給しました。

#### 『3. 子育てを楽しむための意識啓発』の主な取り組み

■「南越前町男女ネットワーク補助金事業」

南越前町男女ネットワークが実施する講演会や広報誌等の事業の一部を補助しており、 平成30年度は男女ネットワーク会報を年2回、3,600部発行しました。

■「南越前町男女共同参画推進事業」

家庭や学校生活における固定的性別役割分担を見直し、男女が互いを尊重する関係を意識づけるよう次世代育成セミナーを実施しており、男女が固定的性別役割分担を見直すきっかけづくりができました。

# 基本目標6 子どもの安全の確保

#### 基本施策

1. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### 『1. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進』の主な取り組み

■「南越前町防犯隊活動事業」

安全・安心なまちづくりの推進のため、防犯隊による年末警戒、雑踏警備、防犯パトロールの実施を継続しており、平成30年度の出動実績は計151人となっています。

■「青少年育成南越前町民会議補助金事業」

青少年育成南越前町民会議に対し、青少年を犯罪から守る啓発活動や研修会を年1回以 上実施するための事業費の一部を補助しました。

平成30年度は啓発グッズの配布に対し補助をしています。

### 基本目標7 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進

#### 基本施策

- 1. 障害児施策の充実 2. 児童虐待防止対策の充実
- 3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

#### 『1. 障害児施策の充実』の主な取り組み

■「障害児保育事業」

心身障害のある子どもを受け入れている保育所(園)には、障害のある子どもに対し 保育士を配置しました。

■「発達相談カウンセラー配置事業」

発達障害等の対応の難しい子どもを支援するため、保育カウンセラーによる集団生活の 観察、指導、保護者の個別相談等を実施しました。

保育士や保育教諭を対象とした研修会を年1回開催しました。

■「障害児福祉手当(県事業)」「特別児童扶養手当(県事業)」 障害のある子どもを養育している方に手当を支給しており、平成30年度は障害児福祉 手当で5人、特別児童扶養手当で26人が受給しました。

#### 『2. 児童虐待防止対策の充実』の主な取り組み

■「南越前町要保護児童対策地域協議会事業」

子どもの家庭生活の様子を知ることのできる関係施設の情報を福祉・警察等の専門機関に提供することで、児童虐待を早期に発見し、速やかに適切な対応を行うため、南越前町要保護児童対策地域協議会を設置し、平成30年度においては、個別ケース検討会議を12回、実務者会議を4回、代表者会議を1回開催しました。

また、平成31年4月より子ども家庭総合支援拠点を設置し、「子ども家庭支援全般に係る業務」「要支援児童及び要保護児童等への支援業務」「要保護児童対策地域協議会の関係機関との連絡調整」等の業務を行いました。本町では、子育て世代包括支援センターと一体的に運営し子どもの発達段階や、また、家庭の状況等に応じて切れ目のない支援を行いました。

#### 『3. ひとり親家庭等の自立支援の推進』の主な取り組み

■「母子家庭等医療費助成事業」

母子家庭等の父母と 20 歳未満の子どもが医療機関にかかった場合、窓口で支払われる 医療費の一部を助成しており、平成 30 年度は親が 55 人、子ども 86 人が受給しました。

■「児童扶養手当(県事業)」

18歳以下の子ども(障害のある子どもについては20歳未満)を育てている母子家庭等の父母又は養育者及び障害のある父母に手当を支給しており、平成30年度の受給資格者は75人となっています。

■「母子家庭等世帯の児童高校通学費助成事業」

母子家庭等世帯の児童に対し、高校通学費を助成しており、平成30年度は11人に助成しました。

# 課題のまとめ

# 1. 教育・保育サービスの充実について

未来ある子どもの健やかな成長のために、乳幼児期における教育・保育の質の向上は 重要な課題であるといえます。本町では、平成31年4月時点において、保育所(園) 2か所に100人 が入園、同じく2か所ある認定こども園には、294人が入園しています。

また、保育需要の増大は、放課後児童クラブでもみられ、登録児童数は年々増加しています。 こうしたことからも、就学前教育・保育施設の充実や放課後児童の多様な居場所づくり、これら に関わる人材の確保が急務となっています。

一方、「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)」「一時預かり事業」等については、一部の事業で、「利用していない」との回答が多く、また、「病児・病後児事業」では、「利用したいとは思わなかった」との回答も多くなっています。さらに、利用に対する認識不足も散見されることから、積極的な事業内容の周知が必要となっています。

子育て世帯の多様なニーズを見極め、将来を見据えた幼児教育・保育の質の向上に向けた取り 組みが求められます。

### 2. 子どもの健全育成について

核家族化の進行により、地域のつながりが希薄化するなか、子どもの健全育成のためには、地域全体で子どもの健全な成長を見守り、子育て家庭の支援を図る事が重要です。

本町では、「親・祖父母と同居」世帯が多く、祖父母に頼れる環境が構築されやすいと想定されますが、核家族世帯比率は年々増加傾向となっています。

一方、子育てする上での相談先では、「祖父母等の親族」「友人や知人」が中心となっていることからも、身近に親族や友人知人等がおらず周囲から孤立し、子育ての不安や悩みを抱えがちになる家庭が増加する状況が想定されます。

今後は、親族や友人知人に限らず、保育士や学校教諭等の身近な相談機関から支援へとつなげることができる仕組み作りが必要と考えられます。

また、本町での【■子育て環境について】をみると、「一人ひとりの子どもの人格が大切にされ、子どもの権利が守られている」「青少年が健全に育つ環境だと思う」が上位項目となっており、子どもを大切にするまちの土壌は確立できていると考えられます。

今後は、より一層家庭の子育てを地域全体で支え、子どもが生きる力を育み、健全に成長できる環境づくりが求められます。

# 3. 子どもや母親の健康の確保

子どもや母親の健康を確保するためには、母子ともに健康を意識した支援の充実が重要です。 本町では、アンケート調査から【■子育て環境について】をみると、「身近に小児医療が受けられる環境が整っているので安心できる」の評価が低くなっています。

また、【■期待する子育て支援】をみると、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」との意見も多くみられます。

今後は、アンケート結果に基づき子育て支援の充実を図るとともに、小児医療機関の 整備を推進し、母子ともに健やかである環境の構築が求められます。

また、子どもの保健対策として、問題を抱える子ども等の自立支援に関しては、専門性の高い人材の増員が必要となりますが、特別支援教育支援員や非常勤講師の配置基準が、義務制において明確に定められていないため、今後は、合理的な配置方法の検討が必要となります。

### 4. 子どもの教育環境の整備

将来において、次世代の親となる子どもたちが、自分たちもこのまちで子育てしたいという意識を醸成するためには、家庭や地域による教育環境が必要です。

本町において、【■これからも子どもに南越前町で暮らしてほしい思いについて】を みると、「思わない」が就学前児童で2割台後半、小学生で3割台前半と一定の比率が 見受けられます。

今後は、次世代の親となる子どもへのアプローチはもちろん、子育て世代への認識も 変えていくことが必要になります。

### 5. 子育てしやすい生活環境の整備

子どもが安心して健やかに育つためには、住環境、公共施設、道路環境等において、子どもや子育て家庭に配慮した整備が必要です。

本町では、【■子育て環境について】をみると、「身近に子どもの居場所や遊び場があるので様々な体験ができる」の評価は低く、また【■期待する子育て支援】では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「安全な遊び場を増やしてほしい」といった意見が多いことからも、地域における遊び場の充実は、ニーズに寄り添った環境の整備として、今後の取り組むべき優先事項と考えられます。

# 6. 仕事と家庭の両立について

女性の就業率の上昇により共働き家庭が増加し、就労形態が多様化しているなかで、仕事と家庭 の両立には、子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりが必要となります。

本町の女性の就業率をみると、すべての年代において全国・福井県の水準を上回っています。 なかでも、25~59歳の就業率は8割台を推移しており、育児と仕事を両立している女性が多い と考えられます。

「育児休業給付」等の制度の認知度では、「いずれの制度も知らない」と回答した方が 2割弱~3割弱みられます。

また、育児休業の取得状況では、就学前児童の母親は6割(小学生児童の母親は4割台後半)を超えています。一方、育児休業を取得していない理由では、「職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が上位項目となり、企業における育児休業に対する体制が阻害要因となっていることが考えられます。

子育て家庭が仕事と家庭を両立できる環境づくりについては、今後より一層の周知啓発を行うと ともに、企業の環境整備、地域での子育て支援、家庭での役割分担の見直し等、多面的に捉えて考 える必要があります。

# 7. 子どもの安全の確保

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が大きな社会問題となっているなか、さらに自然災害 等から子どもの身を守るための取り組み等も取りざたされています。

子どもの安全の確保には、複雑・多様化しているニーズに対する、より細やかな対応が必要となります。

本町では、【■子育て環境について】をみると、「子どもを地域ぐるみで見守ってくれるので安心できる」が上位項目になっています。

また、【■子どもの安全を守るために重要なこと】では、「地域ぐるみのパトロール等子どもを犯罪から守るための取り組み」といったソフト面の項目と、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」といったハード面の項目の意見が多く、引き続き、ソフト・ハード両面での施策の充実を図るとともに、インターネットやスマートフォンによる犯罪等、新たな事案への対応策も講じながら、より一層子どもが安心して成長できる環境づくりを構築する必要があります。

# 8. 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進について

家庭や地域を取り巻く状況は変化し続けており、家庭における児童虐待や子どもの貧困問題、 障害等の事情により、特別な支援を必要とする家庭への取り組みは、今後より一層必要となります。 本町では人口の状況をみると、ひとり親世帯数は増えており、ひとり親世帯は経済的な困窮状態に陥りやすいことも指摘されていることから、多面的な支援が必要となります。

また、ひとり親に限らず、子育てに困難を抱える家庭の背景には、保護者の状況、子どもの状況、養育環境等、複合的な要因があることが考えられるため、虐待や貧困、障害等の事情による社会的な支援の必要性が高い子ども、家庭には複合的な支援が必要になると考えられます。

今後は、社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対し、それぞれの事情・状況に 応じた支援を適切に行い、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりが必要です。

# 第3章 計画の基本理念と施策の体系

# 1 計画の基本理念

本町では、まちづくりの主体は「この地域に住むすべての人々」であるとし、住民の誰もが 「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と実感できるまちづくりを目指しています。

まちにおいて、次代の主人公である子どもは地域・社会の宝であります。性別・国籍・障害・ 生まれ育った環境に捉われることなく、すべての子どもが自己を十分に発揮しながら、健やか に成長できる環境づくりが必要です。

そうしたなか、子どもを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、「幼児教育・保育の無償化」をはじめ、待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」、放課後児童対策の取り組みをさらに推進させる「新・放課後子ども総合プラン」、子どもの貧困対策として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行等、行政や地域、関係機関等が連携して子どもや家庭の状況に応じた支援を展開していくことが求められます。

本町においても、「南越前町次世代育成支援行動計画」や「第1期計画」において「子育ての原点は家庭から」という考え方のもと、「子どもの瞳が輝き、笑顔があふれるまちづくりを目指して~家庭から広げる子育ての輪~」を基本理念に掲げ、すべての子どもに、健やかな成長のための環境が確保されるよう、子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めてきました。

本計画では、これまでに推進してきた第1期計画から継承すべき基本理念を踏まえ、引き続き安心して子育てができる基盤整備を進めるとともに、地域社会全体で子育てを支援することで、より子どもと家庭に寄り添った、子育て環境を構築できるまちの実現を目指します。

子どもの瞳が輝き、笑顔があふれる まちづくりを目指して

~家庭から広げる子育ての輪~

# 2 計画の目標

本計画の基本理念を達成するため、以下の目標を掲げます。

#### 重点目標

#### 教育・保育サービスの充実

すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、家庭が安心して子育てができる環境を目指して、切れ目ない教育と保育の一体的な提供を行うとともに、多様化する保護者のニーズに対応すべく、保護者の就労状況や家庭状況等に応じたサービスの提供体制を確保することで、質の高い幼児教育・保育の充実を推進します。

#### 基本目標

#### 1 子どもの健全育成

核家族化の進行と、地域社会の連帯感が希薄化するなか、地域全体で子どもの健全な成長を見守り、子育て家庭の支援を行うことで、子どもや家庭と地域とに関わりが生まれ、子どもがより一層豊かに成長します。関係機関が効果的に連携し、地域全体で子育てを支援することができる環境づくりを推進します。

#### 2 子どもや母親の健康の確保

子育て家庭と子どもが健康的に生活できるよう、妊娠期からの子育てに至るまで、関係機関が 連携し、母子への継続的な健康支援の充実を推進します。

# 3 子どもの教育環境の整備

子どもを取り巻く教育環境の整備を充実するとともに、家庭や地域の教育力向上に努め、 地域社会全体が子どもと子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長すること ができる環境づくりを推進します。

#### 4 子育てしやすい生活環境の整備

子どもが健やかに育つためには、子育てしやすい生活環境の整備が必要です。住環境をは じめ、道路交通環境、遊び場等、求められる環境は多岐にわたります。ニーズを考慮し、子 どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを推進します。

#### 5 仕事と家庭の両立の推進

女性の就業率の上昇により共働き家庭は増加し、就労形態は多様化しています。仕事と家庭の両立の推進を図るためには、母親だけではなく、父親、家庭、地域、企業等、関係各所の理解・支援が必要です。子育てに対する支援・意識啓発を充実し、子育て家庭が仕事と家庭を両立できる環境づくりを目指します。また、家庭を持つための支援策として、男女の出会いの場を創出する等、次代の親の育成にも努めます。

### 6 子どもの安全の確保

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が社会問題となっています。事件・事故等の危険から子どもの身を守るために、見守り体制、防犯・災害対策の強化、生活環境の整備、交通安全教育等の充実を推進します。

#### 7 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進

子どもの健やかなる成長が、生まれ育った家庭環境によって阻害されることがないよう、 配慮を必要とする子どもと家庭に対して、それぞれの事情・状況に応じた取り組みを推進し ます。

# 基本理念 子どもの瞳が輝き、笑顔があふれるまちづくりを目指して ~家庭から広げる子育ての輪~

# 重点目標 教育・保育サービスの充実

#### 【事業計画】

- (1) 事業の提供区域の設定
- (2)教育・保育の量の見込みと確保の内容
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容
- (4) その他教育・保育に係る事業
- (5) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供と体制の確保
- (6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

#### 基本目標1

子どもの健全育成

#### 基本目標2

子どもや母親の健康の確保

#### 基本目標3

子どもの教育環境の整備

#### 基本目標4

子育てしやすい生活環境の整備

#### 基本目標 5

仕事と家庭の両立の推進

#### 基本目標 6

子どもの安全の確保

#### 基本目標7

特別な支援を必要とする 家庭への取り組みの推進

#### 【基本施策】

- (1) 子どもの育ちを支える環境づくり
- (2)経済的負担の軽減
- (3) 食育の推進

#### 【基本施策】

- (1) 母子保健事業の充実
- (2) 小児医療の充実

#### 【基本施策】

- (1) 子どもたちを取り巻く環境の整備
- (2) 生涯学習環境の充実
- (3) 「生きる力」を育む学校教育の充実
- (4) 家庭や地域の教育力の向上
- (5) ふるさと教育の推進

#### 【基本施策】

- (1) 安全な道路交通環境の整備
- (2)子どもの遊び場の確保

#### 【基本施策】

- (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた 取り組みの推進
- (2)次代の親の育成
- (3) 子育てを楽しむための意識啓発

#### 【基本施策】

(1)子どもを犯罪等の被害から 守るための活動の推進

#### 【基本施策】

- (1) 障害児施策の充実
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

# 第4章 施策の展開

# 重点目標

教育・保育サービスの充実

### 1. 事業の提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、市町村の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本町では、町民の生活圏域と地理的な条件を踏まえて、教育・保育提供区域を1区域(全町)で設定します。

### 2. 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

#### ■教育・保育事業【保健福祉課】

保護者の就労状況、家庭状況、子どもの年齢、保護者の希望等に基づき、認定こども園や保育所(園)において教育・保育を受けられるよう、提供体制を確保します。

1号認定、2号認定、3号認定それぞれの量の見込み及び確保の内容は以下のとおりとなっています。

単位:実利用人数(人)/年間

令和2年度									令和3年	度	
		1号 2号 3号		計	1号	2号	2号 3号		計		
				0 歳児	1・2 歳児				0 歳児	1•2 歳児	П
① 量の見込み		3	231	29	114	377	3	215	33	120	371
②確保	特定保育・教育施設	33	270	25	127	455	33	270	25	127	455
の内容	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2-1	30	39	▲4	13	78	30	55	▲8	7	84

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号	3号		<del>=</del> 1	1号	2号	3号		計
				0 歳児	1•2 歳児	1•2 歳児 計			0 歳児	1•2 歳児	ĒΙ
① 量の見込み		3	206	32	122	363	3	194	31	119	347
②確保	特定保育•教育施設	33	270	25	127	455	33	270	25	127	455
の内容	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>2</b> -1	30	64	<b>▲</b> 7	5	92	30	76	<b>▲</b> 6	8	108

				令和6年	度	
	1号	2号	3号		計	
				0 歳児	1•2 歳児	пΙ
① 量の	① 量の見込み			30	117	341
②確保	特定保育•教育施設	33	270	25	127	455
の内容	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	30	79	<b>▲</b> 5	10	114	

利用希望が定員を超える場合は、必要数の保育士・保育教諭を確保し受入れを行います。

# 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

#### ■延長保育事業【保健福祉課】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間に、認定こども園、 保育所(園)において保育を実施する事業です。

本町では、保護者の就労や通勤の都合等の事由により、保育の延長を必要とする場合に実施できるよう保育士等を配置します。

単位:実利用人数/年間

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み			176 人	170 人	167 人	160 人	160 人
			176 人	170 人	167 人	160 人	160 人
	<b>从口</b> 伊玄	利用見込み実人数	1人	1人	1人	2 人	2人 1施設
②確保の 内容	休日保育	施設数	1 施設				
171	<b>太阳</b> 伊女	利用見込み実人数	0人	0人	0人	0人	0人
	夜間保育	施設数	0 施設				
	2	-1)	0人	0人	0人	0人	0人

#### ■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【保健福祉課】

就労等の理由により、保護者が下校時に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、 児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、地域や学校の協力を得ながら放課後児童支援員のもと、生活の場における学習・体験活動を 4か所の児童館で実施します。

単位:登録者数/年間

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	小学校1年生	48 人	49 人	43 人	47 人	36 人
	小学校2年生	48 人	55 人	57 人	50 人	54 人
	小学校3年生	50 人	41 人	47 人	49 人	43 人
	小学校低学年	146 人	145 人	147 人	146 人	133 人
①量の見込み	小学校4年生	25 人	20 人	16 人	18 人	18 人
	小学校5年生	19 人	28 人	22 人	18 人	20 人
	小学校6年生	9 人	6 人	8人	6人	4 人
	小学校高学年	53 人	54 人	46 人	42 人	42 人
	小学校計	199 人	199 人	193 人	188 人	175 人
26	②確保の内容		240 人	240 人	240 人	240 人
	2-1	41 人	41 人	47 人	52 人	65 人

#### ■放課後子供教室【教育委員会】

すべての小学生を対象に、地域の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動等の機会を提供します。 本町では、小学校区ごとにある4か所の児童館において実施しています。

単位:施設数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4 施設				
②確保の内容	4 施設				
2-1	0 施設				

#### ■子育て短期支援事業【保健福祉課】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では、前期計画期間内において事業実績はありませんでした。今後ニーズに応じて取り組みます。

単位:延べ利用日数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0 人日				
②確保の内容	1 人日				
施設数	1 施設				
2-1	1 人日				

#### ■地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)【保健福祉課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、南条こども園及び今庄なないろこども園にそれぞれ子育て支援センターを設置し、子育てに関する相談や育児支援、子育て情報の提供、家庭内保育者への様々な事業を実施します。また、河野児童館に設置している連携型子育て支援センターにおいても、平日の午前中に相談業務等の各事業を実施します。

単位:延べ利用回数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,434 人回	5,552 人回	5,611 人回	5,434 人回	5,346 人回
②確保の内容	5,434 人回	5,552 人回	5,611 人回	5,434 人回	5,346 人回
2-1	0 人回				

#### ■一時預かり事業【保健福祉課】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所(園)、その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、認定こども園等の在籍児に対し、教育保育時間の前後等に預かりを必要とする子どもに預かり保育を実施します。また、在園児以外の子どもについては、保育所(園)等において非定期型保育サービス、緊急保育サービス、私的理由による保育サービス(リフレッシュ保育サービス)の3つの理由により、一時保育を実施します。

◎幼稚園における在園児(1号認定)を対象とした一時預かり(預かり保育)

単位:延べ利用日数/年間

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の	1号	106 人日	98 人日	93 人日	88 人日	89 人日
見込み	2号	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保の内容		106 人日	98 人日	93 人日	88 人日	89 人日
<b>2</b> -1		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

◎在園児を除く、一時預かり(すみずみ子育てサポート事業「おんぶ」等)

単位:延べ利用日数/年間

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量	①量の見込み		1,298 人日	1,250 人日	1,223 人日	1,210 人日	1,210 人日
	一時預かり事業(幼科	推園型を除く)	198 人日	150 人日	123 人日	120 人日	120 人日
2		施設数	4 施設				
確	ファミリー・サポート・	センター事業	0 人日				
保		施設数	0 施設				
の	トワイライトステイ		0 人日				
内		施設数	1 施設				
容	すみずみ子育てサポート事業		1,100 人日	1,100 人日	1,100 人日	1,090 人日	1,090 人日
		施設数	1 施設				
	2-1		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0人日

◎就学児のみ、一時預かり(すみずみ子育てサポート事業「おんぶ」等)

単位:延べ利用日数/年間

			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		120 人日	120 人日	60 人日	10 人日	10 人日	
	ファミリー・サ	ナポート・センター事業	0 人日				
②確保		施設数	0 施設				
の内容	すみずみ子	育てサポート事業	120 人日	120 人日	60 人日	10 人日	10 人日
		施設数	1 施設				
	2-	1	0 人日				

#### ■病児・病後児保育事業【保健福祉課】

病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施 する事業です。

本町では、保護者のニーズに合わせて近隣市町と委託契約を交わし、それぞれの病児・病後児保育実施施設にて事業を委託するとともに、町外施設であることから、より利用しやすくなるよう経済的負担の軽減に取り組みます。なお、町内での事業の実施についても検討します。

単位:延べ利用日数/年間

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		44 人日	42 人日	41 人日	40 人日	40 人日	
②確(	果の内容		44 人日	42 人日	41 人日	40 人日	40 人日
	施設数	町内	0 施設				
	心识数	町外	7 施設				
	2-(	1)	0 人日				

#### ■利用者支援事業【保健福祉課】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、南条子育て支援センター、今庄子育て支援センター、河野子育て支援センターと湯尾児童館の計4か所で事業を実施します。

単位:施設数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4 施設				
②確保の内容	4 施設				
2-1	0 施設				

#### ■乳児家庭全戸訪問事業【保健福祉課】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本町では、保健師が家庭訪問を実施し、子育てについて不安や悩みの相談を行います。

単位:実訪問数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	72 人	70 人	69 人	66 人	65 人
②確保の内容	72 人	70 人	69 人	66 人	65 人
2-1	0人	0人	0人	0人	0人

#### ■養育支援訪問事業【保健福祉課】

乳幼児家庭全戸訪問事業の実施結果等により把握された、養育支援が特に必要な家庭に対して、 その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を 確保する事業です。

本町では、保健師が訪問を実施し、家庭の適切な養育に向けた相談指導を実施します。

単位:実訪問回数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
②確保の内容	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
2-1	0人	0人	0人	0人	0人

#### ■妊婦健診事業【保健福祉課】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、妊婦の健康管理を充実するため、妊娠、出産にかかる費用の経済的負担の軽減を図り、 安心して妊娠、出産できるよう支援します。

単位:実利用人数/年間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	66 人	65 人	63 人	62 人	62 人
②確保の内容	66 人	65 人	63 人	62 人	62 人
2-1	0人	0人	0人	0人	0人

### 4. その他教育・保育に係る事業

#### ■新・放課後子ども総合プランの推進【保健福祉課・教育委員会】

すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の両事業の計画的な整備等を推進する事業です。

本町では、すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携がとれた一体的な事業の実施を検討します。

#### ■低年齡児保育【保健福祉課】

公立認定こども園・保育園における生後6か月児からの受け入れと、私立認定こども園における 生後9週以降からの入園の受け入れを継続し、低年齢児保育の充実を図ります。

#### ■休日保育【保健福祉課】

日曜・祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒をみることができない子どもを保育 所等において保育する事業です。

本町では、今庄なないろこども園に委託している事業を継続するとともに、日曜・祝日において 数時間の利用もできるシルバー人材センターの一時預かり事業も併せて継続することにより、事業 の充実を図ります。

# 5.子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供と体制の確保

#### ■認定こども園の設置状況

認定こども園は「南条こども園」と「今庄なないろこども園」の2園となっています。ともに事業を継続し、教育・保育の提供と体制の確保に努めます。

#### ■認定こども園及び保育所(園)と小学校の連携の推進

認定こども園、保育所(園)、小学校等、各環境下での効果的な指導内容の他、福井県が平成31年3月に作成した「学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラムー学びに向かう力を発揮する一」に基づき策定した「接続推進計画」に則り、各施設の連携を強化し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

#### 6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

■幼児教育・保育無償化に伴い対象施設等を利用した際に要する費用を一部支給 幼児教育・保育無償化に伴い「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり事業」におい て、支給要件を満たす子どもが利用した際に要する利用料を一部助成することにより、子育てのた めの施設等利用給付における、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

# 基本目標1 子どもの健全育成

核家族化の進行と、地域社会の連帯感が希薄化するなか、地域全体で子どもの健全な成長を見守り、子育て家庭の支援を行うことは、子どもや家庭と地域とに関わりが生まれ、子どもがより一層豊かに成長します。子ども・子育ての関係機関が効果的に連携し、地域全体で子育てを支援することができる環境づくりを推進します。

# (1)子どもの育ちを支える環境づくり

事業名	事業内容	担当課
	・地域全体で子どもたちの健全な成長を見守り、子育て	
南越前町民生委員	家庭を支えていくため、赤ちゃん訪問や登下校の見守り	保健福祉課
児童委員協議会事業	など、活動の核となる民生委員児童委員協議会との連	
	携をさらに強化します。	
	・新たな保育所保育指針の周知を図るとともに、保育士	
保育所職員資質向上 保育所職員資質向上	としての質の向上とアクションプログラムの実践に向	
研修事業	け、町内の児童福祉施設に携わる保育士が積極的に	保健福祉課
<b>切修争未</b>	調査・研究を重ね、子どもを安全かつ健やかに保育する	
	ことができる体制を構築します。	
学校生活	・小学校の児童を対象に、保護者や地域住民からなる	
ナヤエカ ボランティア推進事業	学校生活ボランティアを導入し、地域の力を生かした教	教育委員会
<b>ハフン 117 推進事</b> 未	育体制の充実を図ります。	
	・貧困対策を理由に実施するのではなく、対象者をすべ	
	ての子どもたちとし、食育の推進を通じて食事しながら	
子ども食堂の実施	会話をすることで、子どもたちの心と体を育むとともに、	保健福祉課
	人が集まる場所として、子どもたちだけでなくその保護	体))) (本))) (注) (注)
	者たちにとっても、コミュニケーションが取れる場となる	
	よう取り組みを検討していきます。	

# (2)経済的負担の軽減

事業名	事業内容	担当課
児童手当の支給	・中学3年生終了までの児童を養育している父母等に支	町民税務課
九至丁马の人間	給します。	可以仍然
	・多子世帯やひとり親世帯等について、保育料の負担	
	軽減をします。	
	・1号認定の子どもの場合は、小学校3年生以下の範囲	
幼児教育・保育の負担軽減	で2人目は半額、3人目は無料とします。	保健福祉課
	・2号・3号認定の子どもの場合は、小学校就学前の範	
	囲で、保育所等に同時に入所している子どもがいる場	
	合は2人目半額、3人目は無料とします。	
	・令和元年10月から保育所(園)、認定こども園を利用	
	する3~5歳児及び町民税非課税世帯の0~2歳児の	
幼児教育・保育無償化	保育料を無償とします。	保健福祉課
	・年収360万円未満相当の世帯の3~5歳児の副食費	
	を減免します。	
	・第1子の子どもの年齢に関係なく3人目以降の子ども	
すくすく保育支援事業	の保育料を無料とします。	/兄/海が言かに言田
(県事業)	・幼児教育・保育無償化に伴い、第3子以降の副食費を	保健福祉課
	無料にします。	
	・家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の	
子育て支援金の支給	社会を担う子どもの健全育成及び資質の向上に寄与す	保健福祉課
	るため、子育て支援金を支給します。	

# (3)食育の推進

事業名	事業内容	担当課
	・南越前町食生活改善推進員が、子育て支援センター	
食生活改善推進事業	や児童館に出向く等、食育の推進と普及啓発を図るた	保健福祉課
	めの事業を実施します。	
14 女14 次 # # 車 *	・地域の農家を中心に栽培された野菜等を積極的に学	<b>- **</b>
地産地消推進事業	校給食等の食材として活用します。	教育委員会

# 基本目標2 子どもや母親の健康の確保

子育で家庭と子どもが健康的に生活できるよう、妊娠期からの子育で期に至るまで、関係機関が連携し、母子への継続的な健康支援の充実を推進します。

# (1) 母子保健事業の充実

事業名	事業内容	担当課
	・平成31年4月設置した、子育て世代包括支援センターで	
	は、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育	
	てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの	
	策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡	
	調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的	
	な支援を提供することにより、包括的かつ妊娠期から子育	
	て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	
	・平成31年4月に設置した、子ども家庭総合支援拠点で	
フ杏ナ州小勺托士ゼムいカ	は、町内すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象	
子育て世代包括支援センター・	に、子ども等に関する相談全般に対応し、適宜実情の把握	保健福祉課
子ども家庭総合支援拠点 	や調査、訪問等を継続的に実施するなかで、必要な社会	
	資源やサービス等に対象者を有機的につないでいくソー	
	シャルワークを中心とした機能を担います。また、特に配	
	慮を必要とする方への相談支援も行います。	
	・特に配慮を必要とする方への相談支援を行うためには、	
	母子保健施策と子育て支援施策との有機的な連携により	
	効果的な支援に繋げることが重要であることから、町で	
	は、同一機関が子育て世代包括支援センターと子ども家	
	庭総合支援拠点の2つの機能を担います。	
	・妊娠届出のあったすべての方に、保健師が個別面談	
	を実施することで、妊娠・出産・育児等の正しい知識の	
	普及や、妊婦を取り巻く環境(家族、就労等)を適切に	
   母子健康手帳の交付	把握し、妊婦の抱える不安に寄り添う相談体制の充実	
対力健康 ナト トラング 10	を図ります。また、支援が必要とされる妊婦に対しては、	保健福祉課
	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図	
	るため、妊婦の意向を踏まえた支援プランを作成しま	
	す。	
	・平成29年度から実施している、心身ともに不安定にな	
	りやすい産後の時期に、必要な健康診査として、心身の	
産婦健康診査事業	健康状態の把握、検査計測、保健指導を引き続き実施	保健福祉課
	します。また、産婦の経済的負担の軽減を図るため、健	
	康診査費用を支援します。	

事業名	事業内容	担当課
産後ケア事業	・平成29年度から実施している、産後に心身の不調や育児不安があり、支援が必要な産婦に対して、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、専門職による適切なケアを引き続き実施します。	保健福祉課
乳児健診(個別)	・心身ともに健やかに育つことができるように、疾病又は 異常の早期発見と予防ができるように、発達段階に応 じ、医療機関において1か月・4か月・9~10か月児健 康診査を実施します。 ・健康診査では、発育栄養状態・精神運動機能の発達 等、個々の乳児の特徴に応じた保健指導を実施しま す。	保健福祉課
赤ちゃん健診(集団)	・地域のなかで、安心して子育てができるように、6~7 か月児健康診査を集団にて実施します。 ・健康診査では、疾病又は異常の早期発見と予防の他、他の保護者との交流や健全な発育・発達を促すための育児教室及び離乳食教室も併せて実施します。 ・医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・保育士・ボランティア等の地域の子育て関係者による相談や子育てのための正しい知識の普及啓発に努めます。	保健福祉課
1歳6か月児健診、 3歳児健診(集団)	・身体計測、問診、内科健診、歯科健診、発達相談、歯磨き指導、栄養指導等を年4回実施し、幼児の健やかな発達と楽しい育児を支援します。	保健福祉課
歯ピカ教室 (2歳児育児相談)	・歯磨き指導をはじめフッ化物塗布、歯科相談等を年4回開催し、親子で歯の健康に対する知識を深めるように促します。	保健福祉課
虫歯予防教室	・子どもの健全な口腔環境の保持増進を目的に、認定こども園、保育所(園)にて、フッ化物洗口を行う他、歯科衛生士による保護者同伴の虫歯予防教室を実施し、虫歯の無かった子に対しては虫歯のない子表彰にて表彰します。	保健福祉課
各種予防接種	・感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するために、各種予防接種を実施します。	保健福祉課
子どもインフルエンザ 予防接種の無償化	・1歳から13歳未満は2回、13歳から18歳までは1回のインフルエンザの予防接種を町内医療機関にて無料で実施します。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
	・育児や発達の悩みに対して言語及び発達の専門スタ	
	ッフに相談ができる場を設けます。(個別相談)	
	・育児不安を抱える保護者がいつでも気軽に相談できる	
	体制の充実を図るため、各保育施設に専門の相談スタ	
	ッフが訪問し、保護者の迎えの時間に併せた個別相談	
	を実施します。(すくすくルーム)	
子育て相談室	・気がかりな子や障害のある子どもの保護者が子ども	保健福祉課
	の特性について理解を深め、特性に合った対応につい	
	て学び、同じ悩みを共有し合える場として、保護者同士	
	の交流会を実施します。(すくすくカフェ)	
	気がかりな子や障害のある子どもの保護者の不安や	
	戸惑いに対して、個別相談、すくすくルーム、すくすくカ	
	フェの機会を活用して支援します。	
	・平成31年4月より発育期の適時に適切な治療、訓練	
早期療育支援金支給事業	を受けるため通所または通院している心身障害児を養	保健福祉課
	育する保護者に対して、早期療育支援金を支給します。	
子育て支援活動広報事業	・町の子育て支援に関する情報を広報紙面や冊子の	
	他、動画や番組としても制作し、町のHPやCATV等の	ᄱᄻᇃᇄᆲ
	媒体を介して子育てしやすいまちづくりをPRし、人口減	保健福祉課
	少施策の一翼を担う取り組みを展開します。	

# (2) 小児医療の充実

事業名	事業内容	担当課
	・子どもの医療費の一部を助成することにより、疾病の	
	早期発見と治療を促進します。	
フ以上医療弗助氏事業	・平成30年4月診療分から医療費の窓口無料化を実施	파모원화 ====================================
子ども医療費助成事業 	し、平成30年6月診療分から医療費助成の対象年齢を	町民税務課
	満18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大	
	して、疾病の早期発見と治療を促進しています。	
特定不妊治療助成事業	・不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高	
	額になる体外受精または顕微授精(凍結胚移植を含	保健福祉課
	む)について、その治療費の一部を助成し、不妊治療を	木  姓   在
	受ける機会の拡充を目指します。	

# 基本目標3 子どもの教育環境の整備

子どもを取り巻く教育環境の整備を充実するとともに、家庭や地域の教育力向上に努め、地域 社会全体が子どもと子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる 環境づくりを推進します。

# (1)子どもたちを取り巻く環境の整備

事業名	事業内容	担当課
	・南条、今庄、湯尾、河野の各小学校区にある4か所の	
	児童館にて、地域に密着した児童館活動を推進するた	
	め、老人福祉施設訪問等世代間交流事業や郷土文化	
児童館活動事業	伝承活動等を実施します。	保健福祉課
	・すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、	
	児童館にて放課後児童健全育成事業と放課後子供教	
	室を実施します。	

# (2) 生涯学習環境の充実

事業名	事業内容	担当課
社会教育生涯学習	・社会教育の推進を図るため、まちづくり大会や文化	教育委員会
推進事業	祭、生涯学習講座等を開催します。	<b>教</b> 月安貝云

# (3)「生きる力」を育む学校教育の充実

事業名	事業内容	担当課
職場体験学習事業	・中学2年生を対象に、町内事業所での職場体験を実	<b>-                                    </b>
(キャリアチャレンジ 14)	施し、社会体験及び自立の促進を図ります。	教育委員会
	・生の外国語に触れる機会を提供するため、小学校にA	
外国語教育の充実	LT(外国語指導助手)を配置するとともに、ALTを有効	教育委員会
	に活用するための教員研修を実施します。	
	・不登校児童生徒の早期学校復帰を図るため、学校と	
適応指導教室	適応指導教室が連携し、児童生徒をめぐる問題に応じ	教育委員会
	た指導を行います。	
きめ細やかな支援	・スクールカウンセラー派遣や教育相談員、支援員、非	
体制の整備	常勤講師等の配置ときめ細かい指導により、児童生徒	教育委員会
体制の金属	の健全育成に取り組みます。	
	・町及び各学校のいじめ防止基本方針に基づき、情報	
いじめや不登校の未然防止	共有を図るなど初期対応を徹底し、学校全体で、児童	教育委員会
	生徒のいじめや不登校の未然防止に取り組みます。	

# (4) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	担当課
育児講座·保育講演会 開催事業	・親として、子どもの教育のあり方について学ぶための講座や講演会を実施します。	保健福祉課
マタニティセミナー開催事業	・妊婦とその配偶者及び家族を対象に、安全な妊娠、出産に向けた知識の普及や育児についての学習を行い、家族全体が安心して妊娠・出産・育児を迎えられる準備ができるよう支援します。	保健福祉課
子育てマイスター 地域活動推進事業	・子育て支援センター事業の一環として、子育てマイス ターが子育て教室を実施します。	保健福祉課
地域組織活動事業 (母親クラブ)助成事業	・地域における子どもを持つ母親等の組織活動を強力に推進し、子どもの健全育成を図ります。	保健福祉課
南越前町スポーツ少年団 補助金事業	・南越前町スポーツ少年団の事業費の一部を助成します。	教育委員会
南越前町子ども会育成 連絡協議会補助金事業	・南越前町子ども会育成連絡協議会の事業費の一部を助成します。連絡協議会の行事については役員と協議しながら実施することとし、今後は地区の子ども会単位での活動を重点的に支援していきます。	教育委員会
緑の少年団活動支援事業	・緑と親しみ、緑を愛し、緑を育てる活動を通じて、互いに力を合わせて、社会に役立つ自主的な力を養います。町内4つの緑の少年団に助成を行います。	農林水産課
南越前町青少年補導 委員会補助金事業	<ul><li>・南越前町青少年補導委員会の事業費を一部助成し、 積極的な活動を促進します。</li><li>・各種イベントにて啓発活動や子どもの登下校の見守りを 行い、年間20回以上の補導・啓発活動を実施します。</li></ul>	教育委員会
保育活動事業	・認定こども園、保育所(園)の子どもたちが地域との関わりを深めるために、保育活動事業の一環として、町内の社会福祉施設への訪問や敬老会への出演等による世代間交流や、梅もぎやじゃこ作り、はす染等の体験活動を実施します。	保健福祉課
家庭教育講座開設事業	・親が持つ子育ての課題や悩みを解消し、親と子どもがともに成長することを目的に、幼稚園、学校において保護者と子どもを対象に家庭教育講座を実施します。	教育委員会
子育てパパ支援事業	・平成30年度から実施している、男性の子育てや家事への参加を促進することによって、家庭内での子育ての支援者を増やし、母親の子育ての負担の軽減を引き続き図ります。 ・子育て支援センターにて、月に1回、男性参加のみの日を設定し、父親向けの育児講座を実施します。	保健福祉課

# (5) ふるさと教育の推進

事業名	事業内容	担当課
教育活動サポート	・地域の方の知識や技能を活用し、子どもたちへ地域資	教育委員会
人材バンク	源の継承等を図ります。	<b>教月安貝</b> 云
	・小中学生の交流事業として、特産品等のふるさとの資	
当故とスキレが汝東業	源を活用した合同学習会や、地域学習をもとにした地域	<b>数</b>
学校ふるさと交流事業 	課題への取り組みについての合同発表会等を実施しま	教育委員会
	す。	
	・南越前町産の特産品や産業、伝承料理等を給食に取	
山海里ふるさとランチ事業	り入れ、それらについて学ぶことによりふるさとを愛する	教育委員会
	心の醸成を図ります。	
台南市白河区	・グローバルな人材を育成するため、友好交流都市であ	
	る台南市白河区の中学生との交流を実施し、国際感覚	教育委員会
友好交流事業 	やコミュニケーション能力を養います。	

# 基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

子どもが健やかに育つためには、子育てしやすい生活環境の整備が必要です。住環境をはじめ、 道路交通環境、遊び場等、求められる環境は多岐にわたります。ニーズを考慮し、子どもや子育 て家庭に配慮したまちづくりを推進します。

# (1) 安全な道路交通環境の整備

事業名	事業内容	担当課	
チャイルドシート購入費	・チャイルドシート着用の促進を図るため、購入にかか	۷/۸-¥ <del>۷</del> =⊞	
補助金事業	る費用の一部を助成します。	総務課	
防犯灯整備事業	・地域の防犯環境を向上させるため、防犯灯の設置が	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	
補助金事業	必要な集落に対し補助金を交付します。	総務課	

#### (2) 子どもの遊び場の確保

事業名	事業内容 担当			
ウォーターランド南条入館料	・3歳から15歳までの子どもを対象に、ウォーターランド	<b> </b>		
助成事業	南条温水プール入館料の一部を助成します。	教育委員会		
	・現在の南条児童館は1階と2階の両方を使って、運営			
	しているため2つのフロアを見なければならないことか			
	ら、子どもの見守りが十分に行き届かず事故誘発が懸			
声久旧辛锐北极声类	念されます。旧南条幼稚園を改修し1つのフロアで運営	保健福祉課		
南条児童館改修事業 	することで事故を未然に防げる環境整備を進めます。			
	・旧南条幼稚園を改修し活用することで質の高い地域			
	特性を活かした児童館活動の充実と、子どもを安全に			
	見守ることができる環境の整備を進めます。			
子どもの遊び場整備	・現在取り組んでいる南条SA周辺地域振興施設整備			
	事業において、小さな子どもたちも充実した時間を過ご			
	せるように屋内に遊戯エリアを設置し、季節を問わず楽	建設整備課		
	しめる施設を整備します。			
	・親子で楽しむことができる公園を整備します。			

# 基本目標5 仕事と家庭の両立の推進

女性の就業率の上昇により共働き家庭は増加し、就労形態は多様化しています。仕事と家庭の両立の推進を図るためには、母親だけではなく、父親、家庭、地域、企業等、関係各所の理解・支援が必要です。子育てに対する支援・意識啓発を充実し、子育て家庭が仕事と家庭を両立できる環境づくりを目指します。また、家庭を持つための支援策として、男女の出会いの場を創出する等、次代の親の育成にも努めています。

#### (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

事業名	事業内容	担当課
	・男女がともに、仕事と、家庭や子育て等の仕事以外の	
ワーク・ライフ・バランスに	活動をバランスよく調和させて暮らすことができるよう、	/ロ /7キ ナラ カル 5田
関する取り組みの推進	社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓	保健福祉課 
	発に努めます。	

#### (2) 次代の親の育成

事業名	事業内容	担当課
	・未婚率の上昇を抑制するため、若者に対し、自然な形	
若者出会い交流事業	で男女の出会い・交流ができる場を提供し、結婚を望む	保健福祉課
	人を支援します。	
	・結婚相談事業の実施に関し、婦人福祉協議会に事業	
結婚相談事業	費の一部を助成します。	保健福祉課
和增化談爭未	・婚姻数は減少傾向にあるため、新たな取り組みの創	体健伸性味
	設を検討します。	
	・町内在住者の結婚を奨励し、その定住を促進し町の活	
南越前町結婚定住	性化に資することを目的とし、結婚祝金を支給します。	保健福祉課
促進事業	(夫婦ともに40歳未満は10万円、夫婦どちらかが40	体性抽性味
	歳以上は20万円)	

#### (3) 子育てを楽しむための意識啓発

事業名	事業内容	担当課
南越前町男女共同参画 推進事業	・家庭や学校生活における固定的性別役割分担を見直	
	し、男女が互いを尊重する関係を意識づけるよう次世代	総務課
推進事業	セミナーを各中学校で実施します。	

# 基本目標6 子どもの安全の確保

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が社会問題となっています。事件・事故等の危険から 子どもの身を守るために、見守り体制、防犯対策の強化、生活環境の整備、交通安全教育等の充 実を推進します。

# (1)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
	・安全・安心なまちづくりの推進のため、防犯隊による年	
南越前町防犯隊活動事業	末警戒、雑踏警備、防犯パトロールの実施を継続しま	総務課
	す。	
	・青少年育成南越前町民会議の事業費の一部を助成し	
青少年育成南越前町民	ます。	教育委員会
会議補助金事業	・青少年を犯罪から守る啓発活動や研修会を年1回以	<b>教月安貝云</b>
	上実施します。	

# 基本目標7 特別な支援を必要とする家庭への取り組みの推進

子どもの健やかなる成長が、生まれ育った家庭環境によって阻害されることがないよう、配慮 を必要とする子どもと家庭に対して、それぞれの事情・状況に応じた取り組みを推進します。

# (1)障害児施策の充実

事業名	事業内容	担当課	
障害児保育事業	・重度から中・軽度の心身障害のある子どもを受け入れている保育所(園)には、障害のある子ども2人に対し1人の保育士を配置します。	保健福祉課	
発達相談カウンセラー 配置事業	・発達に気がかりな子どもや障害のある子どもの保護者の不安や戸惑いに対して、発達相談カウンセラーによる相談の実施や、保護者の迎えの時間に併せて実施する子育て相談室(すくすくルーム)と連携して支援します。 ・認定こども園、保育所(園)での年間計13回の実施体制を整備しており、今後も継続します。	保健福祉課	
心身障害児(者)団体 親子の集い交付金事業 (南越前町ひまわり会)	・南越前町ひまわり会の事業運営費の一部を助成します。	保健福祉課	
障害児福祉手当(県事業)	・20歳未満で、重度の心身障害のため常時介護を必要とする在宅の障害のある子どもの養育者に手当を支給します。	保健福祉課	
特別児童扶養手当 (県事業)	・20歳未満で、障害のある子どもの養育者に手当を支給します。	町民税務課	
重度障害者(児)医療費 助成事業	・重度障害者(児)に医療費の一部を助成することにより、重 度障害者(児)の健康を保持し、福祉の増進を図ります。	町民税務課	
障害児・医療的ケア児を保 育所等で受け入れるための ガイドライン策定事業	・配慮を必要とする子どもや、医療的ケアを必要とする子どもを保育所等で受け入れるための、支援体制整備に向けた「障害児・医療的ケア児支援体制整備検討会(仮称)」を設置し、「障害児・医療的ケア児を保育所等で受け入れるためのガイドライン(仮称)」を作成します。	保健福祉課	
障害児放課後デイサービス	・生活能力向上のための訓練等の実施や居場所づくり を行う町外の放課後等デイサービスを周知します。ま た、利用希望を満たせるよう、必要な支援を行います。	保健福祉課	
心身障害児童 クラブ育成事業 (県事業)	・昼間保護者のいない家庭の特別支援学校等に在籍する障害児が通所する児童クラブ及び、心身障害児童クラブを支援します。	保健福祉課	

# (2) 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	担当課	
	・南越前町子ども家庭総合支援拠点にて、要保護児童		
	の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適		
	切な支援を行うため、関係機関との連絡調整の業務と		
	して要保護児童対策調整機関を位置づけ、支援の進行		
南越前町要保護児童対策	状況確認等を管理・評価します。	/D /34 1= 1.1 ==	
地域協議会事業	・保育所(園)や児童館、小中学校等、家庭生活におけ	保健福祉課	
	る子どもの情報を教育委員会・県総合福祉相談所・県		
	健康福祉センター・警察等の専門機関に提供のうえ、児		
	童虐待を早期に発見し、速やかに適切な対応ができる		
	よう機能強化します。		

# (3)ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業内容	担当課
南越前町母子家庭等 医療費助成事業	・ひとり親家庭の父母と 20 歳未満の子どもが医療機関にかかった場合、窓口で支払われる医療費の一部を助成します。	町民税務課
児童扶養手当 (県事業)	・18 歳以下の子ども(障害のある子どもについては 20 歳未満)を育てているひとり親家庭等の父母または養育 者及び障害のある父母に手当を支給します。	町民税務課
南越前町母子寡婦福祉会 補助金事業	・町母子寡婦福祉会の活動費の一部を助成します。	保健福祉課
母子父子寡婦福祉資金 貸付金(県事業)	・配偶者がなく20歳未満の児童を扶養している女子、または男子、母子父子福祉団体、父母のない児童、配偶者がなくかつて母子家庭の母であった女子及び40歳以上で配偶者のない女子に対し、生活の安定と向上及び福祉を推進するため、事業開始資金や修学資金等の貸付けを行います。	保健福祉課
南越前町母子家庭等 日常生活支援事業	・ひとり親家庭の父母等が、一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加等により、生活援助や保育等のサービスが必要な場合、育児や食事の世話等を行う家庭生活支援員を派遣します。	保健福祉課
南越前町母子家庭等 世帯の児童高校通学費 助成事業	・本町に住むひとり親家庭等の生活の安定に寄与することを目的に、ひとり親家庭等の児童に対し高等学校等の通学等にかかる費用の一部を助成します。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
学習支援(県事業)	・経済的な余裕がない等の理由で、塾や家庭教師を利	
	用することが困難な世帯の小中学生に、生活習慣の改	保健福祉課
	善、基礎学力の向上、高校受験対策に向けたサポート	不胜抽址床
	を行います。	

# 第5章 推進体制

# 1 住民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報等の媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発に努め、既存の活動等と連携を図りつつ、計画を推進します。

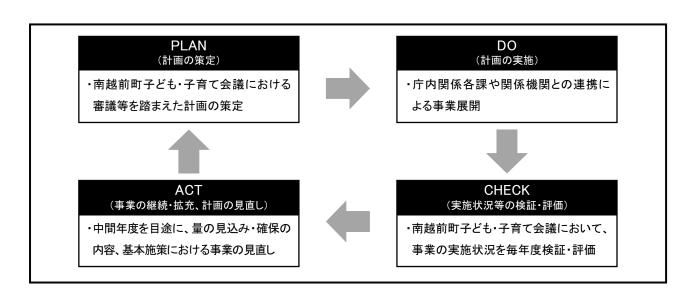
# 2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる横断的な体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

# 3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み、各施策や事業等について、PDCAサイクル【PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(検証・評価)、ACT(見直し・改善)】のプロセスを踏まえ、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

なお、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保の内容」等に大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(令和4年度)を目途に、計画の充実・見直しについて検討を行います。



# 参考資料

# 南越前町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の概要

### (1)調査の目的

本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや南越前町の子育て 支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握するこ とを目的に、町民意向調査(アンケート調査)として実施しました。

#### (2)調査概要

●調 査 地 域:南越前町全域

●調査対象者:南越前町在住の就学前児童のいる世帯・保護者(就学前児童調査)

南越前町在住の小学1年生~3年生のいる世帯・保護者(小学生調査)

●調 査 期 間: 平成 31 年 2月 13 日(水)~平成 31 年 2月 21 日(木)

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	496	430	86.7%
小学生	255	243	95.3%
合 計	751	673	89.6%

#### (3)調査結果等の見方

- ●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ●グラフ中の「O.O%」については、表示上の関係で省略している場合があります。
- ●複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ●図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- ●図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件 に該当する人)を表しています。
- ●本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

# 南越前町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するに当たり、子ども・子育て支援関係者等から広く意見を聴取するため、南越前町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 南越前町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
  - (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
  - (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- 3 前項の団体及び機関の委員が子ども・子育て会議に出席できないときは、代理者を出席させ、そ の職務を代理させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が代理する。 (会議)
- 第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

- 第7条 委員(第3条第3項の規定による代理者が出席したときは、当該代理者)が子ども・子育て会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。
- 2 前項の規定にかかわらず、公務で子ども・子育て会議に出席した公務員又はそれに準ずる者に対しては、報償金を支払わない。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(部会)

- 第9条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 3 部会において調査審議を行った事項については、子ども・子育て会議に報告しなければならない。
- 4 第6条及び次条の規定は、部会の会議及び運営について準用する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議において定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年1月16日から施行する。 (南越前町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 南越前町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱(平成17年南越前町訓令第35号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の任期は、第4条の規定 にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

#### 別表(第3条関係)

区 分	団 体 名 等	充て職又は選任方法	
行政機関委員	南越前町	副町長	
	南越前町教育委員会	教育長職務代理者	
団体代表委員	南越前町社会福祉協議会	団体等からの推薦により選任	
	南越前町民生委員児童委員協議会		
	南越前町母子寡婦福祉会		
	南越前町ひまわり会		
	南越前町婦人福祉協議会		
	南条郡校長会		
	南条郡PTA連合会		
	南越前町保育研究会		
	南越前町保育所保護者会		
	南越前町児童館児童厚生員		
	南越前町地域活動連絡協議会		

敬称略 順不同

団 体 名 等	氏 名	備考
南越前町	藤原 十三夫	
南越前町教育委員会	京藤	
南越前町社会福祉協議会	細川 泰司	
南越前町民生委員児童委員協議会	今村 ゆみ子	会長
南越前町母子寡婦福祉会	笛吹 小夜子	
南越前町ひまわり会	小林 寿夫	
南越前町婦人福祉協議会	安川 悦子	
南条郡校長会	野村 哲夫	
南条郡PTA連合会	和田宇朗	
南越前町保育研究会	加藤 幸枝	
南越前町保育所保護者会	福島和昭	
南越前町児童館児童厚生員	木津 尚美	
南越前町地域活動連絡協議会	山際 みどり	

※任期:平成31年4月1日~令和3年3月31日

第2期南越前町 子ども・子育て支援事業計画

発行:南越前町 保健福祉課 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

TEL:0778-47-8007 FAX:0778-47-3605